

## 平成28年第4回関川村議会定例会会議録（第1号）

### ○議事日程

平成28年9月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合理約の変更について）
- 第 8 認定第 1号 平成27年度関川村各会計の決算認定について
- 第 9 認定第 2号 平成27年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第10 議案第59号 村上市と関川村との間のあらかわ病児保育センターに関する事務の委託に関する協議について
- 第11 議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第63号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第64号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第65号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第66号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第67号 平成28年度関川村デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について）
- 第 8 認定第 1号 平成27年度関川村各会計の決算認定について
- 第 9 認定第 2号 平成27年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第10 議案第59号 村上市と関川村との間のあらかわ病児保育センターに関する事務の委託に関する協議について
- 第11 議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第63号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第64号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第65号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第66号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第67号 平成28年度関川村デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君
副	村	長	佐	藤	忠	君
教	育	長	佐	藤	修	君
総	務	課	加	藤	善	君
税	務	会	井	上	広	君
住	民	福	中	東	正	君
農	林	観	伊	藤	隆	君

建設環境課長	高	橋	賢	吉	君
教育課長	稲	家		誠	君
住民福祉課参事	伊	藤	和	義	君
税務会計課参事	田	村	久美子		君
農林観光課参事	板	越	昌	生	君
代表監査委員	大	戸	三	男	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、鈴木万寿夫さん、6番、高橋忠夫さんを指名いたします。

---

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る8月31日、役場第2会議室において、平成28年第4回定例会の運営について、議員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催しました。その協議の結果について報告します。

最初に、会期については本日9月8日から12月7日までの91日間とし、審議日程についてはお手元に配付の日割表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会期の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後各議案の上程を行います。その後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。なお、平成27年度決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。各常任委員会終了後から13日までは決算審査特別委員会の分科会を開催し、付託議案の分割審査を行います。14日から20日までは議案調整、各委員長の事務整理日とし、休会とします。21日は、午後2時から決算審査特別委員会を開催します。午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。

報告第4号は、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告の後、代表監査委員の審査意見書の報告を求めます。

報告第5号は、専決処分の報告案件です。提案理由の説明を求め、質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号は、平成27年度の各会計及び水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、代表監査委員の決算審査意見書の報告を求め、質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第59号は、事務の委託に関する協議についてです。提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第60号及び議案第61号は、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、議案第60号は所管の総務厚生常任委員会へ付託します。議案第61号は即決とします。

議案第62号から議案第66号は、各会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の各常任委員会へ付託します。なお、一般会計補正予算案件は総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第67号は、工事請負契約の締結案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告は8月25日正午で締め切り、6名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは本定例会中に所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会後に派遣が必要なものは最終日に議長提案とします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月7日までの91日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月7日までの91日間に決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成28年7月分の例月出納検査の結果報告書が提出

されております。議員控室に保管してありますのでごらんください。

本定例会までに受理した請願、陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成28年第4回定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多用の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会に提案いたしますのは、財政指数などの報告案件1件、専決処分の報告案件1件、決算の認定案件2件、事務委託の協議案件1件、条例改正案件2件、補正予算案件5件、契約の締結案件1件、以上合わせて13件であります。

追って上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名であります。発言を許します。

初めに3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） おはようございます。

心配されていましたが台風の影響もほとんどなく、関川村の圃場でそろそろ稲刈りが進んでいく季節になってまいりました。

今回、私のほうで関川村の農業振興の質問をさせていただきます。

昨年立案されました関川村総合戦略の「第2節 地域を担う産業の振興のために」では、「豊かな生活を実現するためには、産業の振興は必要不可欠であり、地域に活力を生み出すためにも必要な分野です。特に営農活動は村で暮らす上で重要な要素を担っており、農業の衰退は人口減少に密接にかかわるものと考えられます。基幹産業である農業を持続的に発展させるため、基盤整備を行うとともに、土地改良区への加入を促進します。生産に当たっては、消費者ニーズを的確に捉え、生産するだけでなく販路の確保に努め、6次産業化を推進するとともに、地産地消をさらに推進します。また、魅力ある農業の実現により、未来へつなぐ担い手の確保と育成に力を注ぎます」とあります。

さて、この農業という部門を畜産振興に特化して今回お伺いしていきたいと思っております。掘り下げ

ていきます。

本村の畜産振興に、川北地区にあります松平畜産団地がございます。昭和57年に始まった団地運営ですが、当初利用農家は養豚2戸、肉用牛肥育農家が5戸の7戸でした。現在、35年たちまして肉用牛の肥育が1軒、養豚が2軒、合計3戸です。減少しています。総合戦略の内容のとおり、地域の活力は人口減少と密接なつながりがあり、基幹産業である農業を持続的に発展させるなどとあわせて、現在の団地運営の状況と今後の松平畜産団地の村当局のお考えを伺います。よろしく願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 小澤 仁議員のご質問にお答えをいたします。

本年3月の定例議会で議決をいただき、決定いたしました第6次関川村総合計画の基本構想で「第2節 地域を担う産業の振興のために」として、今議員が述べられました内容が記述されております。農業が村産業の柱であることは、誰もが認めるところでありまして、農業の振興対策は村の重要な課題であり、国や県とともに、また村の独自性を確保しながら推進しているところでございます。

ご質問は、農業を持続的に発展させることと、もう一つは、畜産振興の観点から松平畜産団地の現況と今後の考え方についてのご質問と承りましたので、それについてご説明をいたします。

まず、農業を持続的に発展させることについてであります。関川村は良質米の生産地として知られておりまして、これを維持しながら他の産業との連携を模索する必要があると思っております。また、生産コストを下げることや作業効率の向上から、女川左岸地域約200ヘクタールの基盤整備をいっとき早く完成させることにしたいと考えております。

一方で、村内のインフラ、農業施設などありますが、ほとんどが羽越水害以降に建設しているために、50年近く経過したため老朽化の進行が大きな課題となっております。これらの対策も極めて重要であります。

以上のようなことを念頭に、村の資源を十分に活用した農業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、松平畜産団地の現状と今後の考え方についてであります。松平畜産団地は、村内の養豚、肉牛飼育農家を集約して、畜産公害の防止や効率的な畜産環境を整備する目的で、国の補助事業であります団体営畜産経営環境整備事業及び団体営草地開発事業の採択を得て、昭和56年、1981年に建設したものであります。用地は、地元の皆様の所有地をお借りして、公の施設として条例で設置し、利用者に村が許可する形で使用を認めているものであります。

当初は、議員ご指摘のように肉牛飼育が5軒、養豚が2社入りましたが、平成4年ごろから牛肉の輸入に課税する関税の税率が毎年引き下げられたために、以来、輸入の増加によって価格が低下

してまいり、採算が悪化して撤退する経営者が増加しています。現在は、養豚2社などが主体となっております。

関川村は、かつては16農家で100頭、肉用牛が74農家で2,100頭、養豚が10事業主体で約7,000頭、養鶏が30万羽などとなっております。県内市町村でただ一つ、生体取引の家畜市場を持つなど、村の農業生産に大きく貢献してまいりましたが、最近は厳しい経営環境にあります。

これまで松平畜産団地での問題といたしまして、においと排水などがあります。地元の松平集落から、この点について苦情が寄せられ、その対策に苦慮し続けてまいったところでもあります。

平成4年ごろから臭気モニターの設置、毎月の施設巡回、集落と畜主、行政の信頼関係の構築などに努めてきております。近年は、用地の貸借期間を2年ごとに更新することにいたしまして、それぞれがお互いに緊張感を持って改善に努力することに留意してきているところでもあります。

最近になりまして、大規模養豚を行いたいという村外の会社から立地したいとの申し入れがありまして、今月9月5日夜に業者から集落への説明会がございました。行政側としても施設設置者の立場で集落の皆さんと一緒に説明をお聞きいたしております。

今後は、地元松平集落及び隣接集落の意向を十分に確かめながら、村としてどのようにこれに対応すべきかを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 先般、9月5日の松平集落の住民説明会の件は承知しているところではあるのですが、その前にまず当局としては、畜産団地をどのように今後考えているかというところをまず1点お伺いしていたつもりでありました。そこはまず一つです。

それと、今ほど村長がお答えいただいた、村外の業者がこれから検討に入っていくということなのですが、関川村畜産振興施設等設置及び管理に関する条例というのがあります。第4条、施設の使用については規則で別に定めるところであります。第10条、「松平畜産団地を利用することができる者は本村の住民であって、家畜を飼養する者とする」という規則が定められておりますので、今検討に入っている村外の業者、これが検討に入る前には、こういったところの整備等も進めていかなければならないと考えておりますが、この2点、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、畜産団地を今後どのように考えているかというご質問でありますけれども、まずそれを受け入れて、その集落の皆様方にメリットがあるか。集落としてそれが非常に有効であるか、これがまず基本であろうかと考えておりますので、まずもって松平集落の皆さん方のご意向を十分に承りたいと考えております。

また、村外のことでありますけれども、これは条例をまた見直して、その点も詰めていきたい。



時代に合うような決まりであるかどうか、その辺のところも検討してみる必要があろうかと思いません。詳細については、担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 今ほどのご質問でございますけれども、村長が答弁されたように、一番大事なのは、受け入れ先であります集落であるということ認識してございまして、十分に理解を得た上で判断していかなければならないと思っております。

また、条例につきましては、確かにそのようになってございますので、村内で畜産農家が減少しているという現状もございまして、できるだけ有効に使うとなれば、村外の受け入れについても検討せざるを得ないのかなと思っております。以上です。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） まず、地域、地元の松平集落の意向を第一優先というお話をいただきました。村長からのご答弁の中で、当初20年契約で始まった団地、集落と村との契約が、今2年間の契約期間でもって継続しているところではありますが、団地は基本的に関川村が運営しているものであると私は考えております。今、例えばいろんな業者が入ってくる。新しい畜産農家がこちらに入ってくる。地元、地域の意向が、集落の人たちの意向が第一優先だというお話が余り全面に出過ぎますと、行政はどうなのだと。行政はどういう考えなんだと。地域の皆さんの意向でとは言っても、行政として、では団地をどういうふうに考えているのだという声もやっぱりたくさん聞かれるのです。まず、「行政としてこういう形を望んでおりますが、集落の方の同意を」という話であればいいかと思うのですけれども、ともすると捉え方によっては、あなたたちが決めることだから行政は一步下がってと捉えられかねないと思うのですね、私は。まず行政として、昭和57年に始まった、35年前です。いろいろな問題、私も聞いています。においの問題、汚水の問題、そのたびごとに丁寧に行政として当たられてこられているとは思いますが、やっぱりまだにおいは出ています。くさいからといって、もう団地を全部やめてしまえという意見も聞いております。

では、団地をやめる際に、契約の中では現状復帰、これ土地の貸借、どの契約書にもうたわれるのですけれども、現状復帰で戻したときに、松平のほうにはどんな形になるのか。それをやらずに団地を運営していく。その際、今現在団地運営に関して、村の予算が使われているという事実もある中で、行政として本当にこの団地の今後ビジョンというのをどのようにお考えいただいているのかというのを最後にお聞きして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 松平畜産団地の基本的な考え方は、先ほどのご質問の答弁で述べさせていただきましたように、本村の農業の発展を大きな目的としてきておりますので、それを基本的に進めていくというのは、村の姿勢であると考えております。

また、2年間で2年ごとに契約をしてきたというのは、先ほども申し上げましたように、行政と集落、あるいは畜主、この三者の信頼関係が重要であるという観点からも、その三者の懇談を重要に考えていたところでもあります。

また、今の問題を行政が先頭に立って進めていく、そのことについては個々の問題でありまして、大きな観点からは今議員ご指摘のとおりでありますけれども、まずこの集落の皆さん方が、その企業が参ったときに、本当にメリットがあつて、それを歓迎しているのかどうか。それがまず一番重要である。このような観点で今望んでいるところでもあります。業者からも概略の説明は村長も受けているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 次に、6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） おはようございます。6番、高橋忠夫でございます。

過去4回のバイオマス発電事業の質問については、何も具体的かつ建設的な回答もなく、現在に至っております。今回5回目ですが、現在も村民一番の関心事は、このバイオマス発電事業と言っても過言ではないと思っております。多くの人が危惧を抱いているのも事実でございます。

さて、ここで技術的な質問をしても明確な答えは期待できませんので、ここであえて村・村長に対する責任について何点か質問させていただきます。

1点目は、事業主体「パワープラント関川」は、第三セクターとして新しいガイドラインによる村の住民に対する説明が行われておらず、不明のセクターと言わざるを得ません。平成25年8月23日に関川村から「パワープラント関川」発起人平田大六に支出された595万円は、株式会社パワープラント関川設立の出資金でもありました。また、当該会社は村長の議会答弁にもあるように、村も出資する第三セクターとすることが条件でありました。

ところで、国では第三セクターの改革のため、新たな指針（ガイドライン）を策定しております。同指針によれば、地方公共団体が多額な負担を負うことがないようにするため、「地方公共団体は議会・住民に対して第三セクターの財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、経営諸指標、財政支援、現在の経営状態に至った理由、将来の見通し等についてわかりやすく説明を行い、理解を得ることが必要である」と定めています。また、「みずから積極的な情報公開等に取り組むよう、地方公共団体は指導する」とも決めています。

「パワープラント関川」について、村では国が定めた指針に従い、住民に対して資料を公表し、わかりやすい説明を行っておりませんが、なぜなのか。また、その責任についてどうお考えかお伺いします。

2点目は、事業にかかわる財政支出等の規律が守られていない不当性が指摘されます。地方公共団体の場合、予算そのものが単年度の財政収支の均衡を目的として編成されていると思います。予算編成は収支バランスを最優先にしてこそ規律があると思っております。

ところで、本事業では平成24年度から現在に至るまで、「新エネルギー推進事業費」として出資金、貸付金、委託料、造成費等、旅費、費用弁償等々が支出されております。その総額は5,000万円超と見られますが、恣意的でずさんだと言われても反論できないのではないかと思います。

また、補正予算による計上が多いのですが、予算が議会で議決されても、地方公共団体に被害を与えることが明らかな場合は、地方自治の本旨に反し、認められません。

村が調査も確認もしない出資等は、村の貴重な財産をいい加減に使用したことにもなります。計画と実効性のない勝手、独善の公金使用は、地方自治の本旨に通ずる財政の民主主義に反し、村民も絶対に認めないでしょう。その責任も問われると思いますが、お伺いします。

3点目は、本事業にかかわる計画、先の見通しのなさ、また事業が延々と行われていない現実、地方公共団体が出資等で関係のある事業としては異常であり、村としての事業からの撤退、貸付金の回収のための法的措置などをとるべきではないでしょうか。

そもそも平成24年10月、パイロライザー社日本法人準備室の者の関川村訪問から始まったように聞いておりますが、新潟日報でも報道されたように、「貸付金期限に戻らず」「米から三セク送金なく」と村の恥をさらしたのです。二転三転、安易な計画に乗せられ、しかも確認もできず、村民の血税を使わせられた責任について、村長はどのように考えておられるのかお伺いします。

関川村村づくり基本条例第12条には、(村の責務)として「村は村民の意思を取り入れ、村民参画を基本とし、総合的かつ迅速に行政運営を行うものとする」とあります。この条例に違反している木質バイオマス発電事業は、4年を経過しているのに、2年後とされた操業がいまだに実現していない現状に村長は責任を感じるべきではないか、お伺いします。

4点目は、多額の貸付金については、これが不当に流用・処分されるおそれがあり、早急に監査と回収が行われるべきであり、その結果を村民に公表する措置を講ずるべきであると思います。

村では、昨年12月に歳入補正をしたのに、入金はいまだに入っていないようですが、歳入補正はでたらめの予算編成で村民を愚弄する結果になったのではないですか。その責任をどうとられるのかお伺いします。

また、村長みずから同社の発起人、取締役になっているのであれば、直ちに3,000万円の使途など全容の説明ができるはずであります。同社は、最初、米国パイロライザー社とガス化エンジンで関係があったということですが、基本契約もないとのことでもあります。その後、「HSSE社」に切りかわったが、具体的調査もなく、また資金の流れがどうなっているのかという疑問もあります。多くの問題を抱えた本件貸し付けは、関川村の村長以下の重大な過失によってなされた行為とみなされてもやむを得ないのではないのでしょうか。過失によって村に重大な村外を与えることについて、どうお考えかについてもお伺いいたします。以上です。

○議長(近 良平君) 村長。

○村長（平田大六君） ただいま木質バイオマス発電事業について、高橋忠夫議員からご質問をいただきました。この後、5人の議員の皆様方に同じような問題につきましてご質問をいただいております。皆様方にその都度ご報告を申し上げてきているところでありまして、アメリカからの資金、この送金が今滞っているために、これがおくれておりまして、村民の皆様方には不安や疑問などをお持ちの方もいるというように私も承知いたしております。このような状況の中であることを、まずご理解くださいまして、第1点目のご質問からお答えを申し上げます。

村が出資いたしております第三セクターであります株式会社パワープラント関川の経営状況につきましては、毎事業年度ごとに村へその決算を報告いただいております。議会に対しましては6月定例会においてこれを村から報告しているところでありまして。また、このときお配りいたしました資料に、貸借対照表、損益計算書などのいわゆる財務諸表のほか、株式会社パワープラント関川によります資金調達の状況を含んだこれまでの取り組みと今後の予定について説明する文面も含まれておったのであります。

これらのことから、議会の皆様方に対しまして、意図的に情報を公表せず、事業検討を進めていくというつもりがないことは、ご理解をいただけるものと思っております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、住民の皆様に対しまして、直接これらを説明できていない。また、その機会を設定することができていない。この件につきましては、再三ご意見をいただいておりますように、そのとおりでございます。できるだけ早期にそういった機会を設けて、情報提供に努めてまいりたいと考えているところでありまして。

ご質問にありますガイドラインにつきましては、平成26年8月5日付、総務省自治財政局長通知を指すものと存じますが、これに沿う形で第三セクターの経営健全化に努めてまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいとお願い申し上げます。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。本事業におきましては、村は実現に向けた株式会社パワープラントによる各種活動、準備作業に対する側面的な支援、また事業に関連して本来的に村が実施すべき事柄について予算を計上してまいったところとございます。その中には、事業事態の進捗が思わしくないために、結果的に予算の執行に至らない項目があったことも事実でございます。

しかしながら、予算編成に当たっては、当初予算、補正予算ともに村議会の皆様方にその内容を提案してご承認を得たものでありまして、その後に変更しているということとはございません。したがって、今議員がご指摘のように、地方自治の本旨に反した予算計上及び執行、あるいは行政運営であるという認識は、私は持っておりません。

3点目のご質問にお答えいたします。

村としてこの事業の実現に向けた取り組みを支援する、その理由はこれまでも申し上げてまいりましたとおりであります。本事業に関します村のリスクを可能な限り小さくする点に注意しながら

ら検討を進めてきた中で、その都度使います機器、設備、あるいは資金調達などの重要な事項を変更することになり、それらの確定などに当初想定した以上の時間を要したことは事実であります。その当時予定した時期に、予定した成果を得るまでに至らなかった部分につきましては、まことに残念でありますと同時に、その結果として長く時間が経過しており、皆様にご心配、ご不安をおかけいたしました点につきましては、村長としての責任を痛感しているところでございます。

4点目のご質問にお答えいたします。

昨年12月補正予算を村議会に提出させていただきました。理由は、株式会社パワープラント関川の永井伸治社長が、資金提供元でありますアメリカのエンジンメーカーの代表者と11月にお会いして、この会社が資金提供するという内容の覚書を交わしたことにあります。これにより、本年3月までには資金の一部を送金できるという見込みがあつての予算計上でありましたが、その資金の準備並びに日本への多額な送金に対する政府機関、これはアメリカであります、アメリカの政府機関、金融機関からの厳しいチェック作業などが、覚書締結後には想定していなかったことが発生いたしましたために、入金時期が大幅におくれることになりまして、本日現在に至っているところであります。ご指摘のとおり、入金はなされていない状況にあります。結果的に混乱を招くことになりまして、申しわけなく思っているところであります。

現在、承っている情報によれば、資金の流通にかかわる各種手続を既に終えておりまして、金融機関からメーカーに対する送金を待つのみ状況であり、今後要する時間もそう長くはないとのことでございます。いずれにしても相手方の事情によるものでありまして、相手方が依然として送金の意思を明確にしておりまして、かつ送金時期も間近としている以上は、これをお待ちいたしたいと考えているところであります。

なお、村からの貸付金につきましては、平成29年、来年であります、平成29年9月末日までに返済するという内容の契約になっておりますので、入金次第、早々に返済いただくこととしております。

以上でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 6番。

○6番（高橋忠夫君） それでは、1点目についての再質問でありますけれども、今村長から、議会、行政の報告等いろいろ説明されているという話をされていたのですが、私も何回か行政報告会に出させてもらって、4月に町に入るとか確度の高いメールが入ったとか、そういう話だけで具体的にどれがどうなったというあれが全然なくて、本当に口ばかりの話で一向に進んでいないと思っております、その辺について具体的に説明はできないのでございませうか。お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） おくれている理由につきましては、そのたびにもご説明申し上げております

し、今ほどのお答えにも申し上げましたとおりでございまして、アメリカの国、金融機関のチェックがおくれているというようなことがその原因であると考えておりまして、ほかの原因、理由、その辺のところは私どもも考えてはおりません。ただそれだけの理由であると考えておりまして、相手のほうでは、私どもが今受け取るものが、日本のほうでおくれている。そのように、非常に困っている状況にあるという事情も、アメリカのほうでは認知していると承っております。

○議長（近 良平君） 6番。

○6番（高橋忠夫君） それでは、3点目についての再質問をさせていただきたいと思います。

地方公共団体は第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な人材が積極的に登用されるよう努めることが必要である。ほか、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか十分に検討を行う必要があります。また、地方公共団体を退職した者を採用する場合にあっては、必要とする能力、知見を有する人材であるか。よりふさわしい人材はいないか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要であるとあります。このような観点から見れば、このバイオマス発電関係者については、私は一つも合致する点がないと思っているのですが、いま一度村長の意見をお聞きしたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご質問は、株式会社パワープラント関川のスタッフの人選のことについてのご質問と承っております。その人選につきましては、私どもがアドバイスした、村長がアドバイスしたというようなことではございませんで、永井社長が人選をされたと承っております。社長がこの事業を進めていく上で、非常に有能、役に立つ人材であろうと判断したことだろうと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 6番に申し上げますが、余り個人的なことは一般質問になじまないです。どうぞ。

○6番（高橋忠夫君） それから、4点目関連の再質問ですけれども、最近韓国からの中古船購入問題で県側が命じられた支払いを免れるため、契約当事者として第三セクターの子会社を破産させるような方針だということも報道されたのを見ました。同じような手法がパワープラント関川で行われないという補償はないと思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今、県議会で問題になっております県の購入問題、私も詳しいことは存じ上げておりませんが、概略は新聞報道などで承っております。しかし、私どものこの木質バイオマス発電の取り組みにつきましては、あのような問題点とは違うことであると私は考えております。以上であります。

○議長（近 良平君） 6番。

○6番（高橋忠夫君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時10分まで。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。前の高橋議員とちょっとダブる部分もあるかもしれませんが、今回はもうそろそろこのバイオマス発電事業に区切りをつけるべきではないかという考えで次の質問をさせていただきます。

バイオマス発電所建設計画について、今まで私を初め、議員の一般質問に対する村長の答弁は同じような内容の繰り返しで、結果的に何の進展も見られない、信用性のない答弁であったと思います。これは、村長がパワープラント関川からの同じような内容の報告を何の疑問も持たずに受けていたための結果ではなかったかと思いますが、このことに対する村長の考えは。

2、7月19日の臨時議会後の行政報告で、建設資金の入金については、今までより確度の高い報告を受けたとの説明でしたが、結果的に今までの説明と何も変わっていません。また、この事業に対する村長の考えは、実現するまでいつまでも待つとのことでしたが、これでは村民はますます疑問や不安を持つと思います。村民が持っている疑問や問題について、疑問や不安を一日も早く解消するのが村長の務めではないかと思いますが、村長の考えは。

3、パワープラント関川に貸し付けている3,000万円は、建設資金が入り次第返金されるとのことですが、パワープラント関川からは3,000万円のうち、2,520万円は設計委託料として、当時のパイロライザージャパンに支払われたのであれば、2,520万円は仕事の代金ですので、現在のフゲンからパワープラント関川に送金されなくても不思議ではないと思いますが、村長の考えは。

以上3点、お聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝 信男議員から、木質バイオマス発電事業につきましてのご質問を3つ承りました。各質問ごとに村長の考え方なども含めましてお答えをいたします。

まず、第1点目のご質問であります。本件に関しましては、これまでにいただいたご質問と、それに対する答弁につきましては、その都度知り得た情報の範囲で混乱を招かないような配慮をいたしながら皆様へご説明申し上げてまいったところでございます。資金の提供元でありますアメリカ国内のメーカーに対しましては、送金がおくれている事実、それにより生じている各方面への影響

などについて、株式会社パワープラント関川などから再三先方へ指摘、説明した上で、早い時期の入金を強く要請いたしてきております。この点につきましては、今後も変わることなく、さらに強く求めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございます。ご質問にあります7月19日の行政報告の際に申しあげました資金の入金に関する確度の高い報告、その内容は、送金の日程などについての情報を受けたという意味でございます。今後、事業の進展状況を考慮の上、村民の皆様にご説明の機会を設けたいと思っておりますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

3点目のご質問であります。村が支出いたしました貸付金につきましてのご質問でございます。村が貸し付けた相手は、株式会社パワープラント関川でありまして、ご質問にございます設計委託料も含め、事業に必要な経費の支出、いわばその原資となっております。今回資金を提供するのは、アメリカ国内のエンジンメーカーでありまして、この資金には株式会社パワープラント関川から村への返済も含まれている点については合意済みであると承っておりますので、パワープラント関川が資金を受け取った後は、速やかに村へ返済するということとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 村長の答弁に対する、1番、2番を一緒にやらせてもらいます。

今の村長の答弁だと、今までの答弁と全然変わっていないような感じがします。これ、多分最初は村が取り組んだ事業なんですよ。その後、パワープラント関川を立ち上げてだと、そういういきさつだと思います。基本的には、前もいろんな多くの議員の質問にもありましたとおり、取り組む姿勢ですね。要は機械の検証もない。それから、取引先の会社がどういう会社か、その調査もなし。そういう中で安易に村がこのバイオマス事業に取り組んだ結果が、今まで来ているような感じがします。

村長、今までずっと同じような答弁をしてきましたけれども、その都度、理解をいただきますということで、我々も今までずっと村長の話聞いて、ああそうかと思ってきたのですけれども、いつになってもああそうかでは、我々村会議員として村民に申しわけない。この問題について、もうそろそろ村長もご存じだと思いますけれども、村民から村民訴訟という話も出ています。いや、住民訴訟か。そんな中で、いつまでも同じような答弁で村民の理解を得るためにも、これは大変だと思います。ということで、何かの形で1回この事業を区切りをつける。やるのであればやる。今までを一回清算して、このバイオマス発電事業を継続するのであれば、私がもう一切全部責任を持つから、関川村の大事な産業の一つになると思うので、ぜひやらせてくれと。そういう形で村民にもっと村長そのものをPRしていただきたい。関川村、こんな小さい自治体ですけれども、自治体のトップ、平田大六村長ですので、トップがしっかりした考えを持てば、村民も多分ついてくると思



います。そんな形でもうちょっとしっかりした答弁をお願いしたい、そういうふうに思います。そのことについて村長はどう考えるか、1、2番の今の再質問に対してお考えをお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） この事業の進展には、これまでも説明申し上げてまいりましたように、村長としてこれを強く進めていきたい、そのような考えのもとにこれを進めてきております。

事業の内容、仕組みあるいは資金の出所、あるいは機械のシステムの変更など、3年、4年越しになりますけれども、その間にいろいろなことで変わってきております。機械の選定などにつきましても、私ども、村長としても当初からその機械について関心を持っておりまして、ドイツまで行って検証してきた経緯もあります。このような私の行動は、これを何とか実現したい、大きな目的があって進めているところであります。これを進めていく基本的な目的といたしましては、この事業を村民にも説明しておりますように、雇用機会の創出、また森林資源の活用と整備、あるいは村の活性化、そのような大きな目的で進めてきております。

今、伝 信男議員ご指摘のように大詰めに来ておりまして、月末にはアメリカの資金を提供している人たちが日本へ来るといような情報も承っております。そのような状況の中、いま少しお待ちをいただきたい。私どもも今それを待っているところでありますので、この状況をご理解いただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 余りはっきりした答弁ではなかったような気がしますけれども、とにかく村長、それだけ村長の思いがあるのであれば、もうちょっと大きい声で任せておくと、そういう形で村民にPRしてもらいたい。

それから、先ほどちらっと私言いましたけれども、住民訴訟も準備段階に入っていると聞いています。それに対するの村長の考えを。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの件につきましては、私もその書面などを見ておりません。新聞の報道で承っているだけですけれども、それは伝 信男議員もご承知のように、一つのルールがございまして、私としてはこれを法律の定めるところに従いまして、それに対処して説明してまいる、そういう所存でございます。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 村長のもうちょっとしっかりしたリーダーシップを期待して1、2番を終わりたいと思います。

3番目の、今村がパワープラント関川に貸し付けている3,000万円、このうち2,520万円は当時のパイロライザージャパンですか、あそこへ設計委託料ということで仕事の代金として支払ったわけ

です。それが、例えば今もう全部事業内容も変わって、それで会社の名前も変わっています。そんな中で、2,520万円はパイロライザージャパンに設計委託料としてもらったんだよと。そういう形で向こうから言われても、私は不思議ではないと思います。それを今のパワープラント関川に3,000万円の貸付をしている。工事資金が入ってくれば、パワープラント関川に貸し付けている3,000万円は、パワープラントから返ってくるという話ですけれども、そういう信頼性のある、何か永井社長は覚書を交わされたって、パワープラントの社長、覚書交わされたって、村長の先ほどの高橋議員の答弁にもありましたけれども、この2,520万円というのは私は多分返ってこないような気がします。仕事の代金として支払ったのであれば、多分あの当時のパイロライザー社は仕事をしているはずですので、そういう言いわけを種に返さなくても不思議ではないと思いますので、その辺の確信はどこでどういう形でとってあるのですか。3,000万円は資金が入れば返ってくると。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの件につきましては、パワープラントがそこへ支払ったということで、村が支払ったものではない。したがって、どういうやりくりで支払ったかというのは、私どもはわかりませんが、恐らく3,000万円の中から支払ったというように推察されます。したがって、それは先ほども申しましたように、来年の9月までの期限でありますので、それまでに3,000万円を返していただくということには変わりはありませんし、先ほどのお話しございましたように、アメリカから送金次第、それは返されるものであると考えております。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 今村長が3,000万円はパワープラントがどういう使い道をしたかわからないという話だったんですけど、これ3,000万円を村から貸し付けするとき、私はちょっと質問した覚えがあります。どういう使い道をするんだと聞いたら、当時の総務課長は「設計委託料です」という返事でした。設計委託料であれば仕事の代金です。そういうことで、仕事の代金を支払った。では、仕事しないから返します、そんな会社は多分ないと思います。今までずっとかかわってきた会社ですので、多分何らかの形で2,520万円というのは使っていると思います。設計委託料として払ったのであれば、もうあの当時、パイロライザージャパン、なくなったんだから、マル秘も何もないと思いますので、その当時のパイロライザー社からの設計とか、そういう計画書を提出してもらうべきではないかと思うのですけれども、村長、どうですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほどもお答え申し上げましたとおりでありまして、私どもはまず3,000万円を返金していただく。こういうことに考えておりまして、設計料そのものという意味合いで考えているのではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 次に、5番鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫です。

木質バイオマス発電事業について、3点質問させていただきます。

1点目ですが、この事業計画が非常に漠然としていて、基本計画書すら、事業主体となっている株式会社パワープラント関川でも村でも見たことがないということでもあります。したがって、工事費の概算、工程表、事業収益、資金の返済計画も不明のまま進んでいるのが現状であります。事業を始めるに当たっての計画の甘さに驚きすら感じます。

米国から資金40億円の1割程度が今年の12月中に入金予定だったが、いまだに入金されておりません。おこなっている理由も言いわけのように感じられます。村民に聞かれても説明できないです。信頼していた相手に何度裏切られながらも、ただ黙ってひたすら入金を待っている状況は、落胆感とともに、信頼関係の崩落を感じます。米国からの融資の契約を誰がどこことやって、その情報を村長はどこから入手しているのか伺います。

次に2点目、事業主体株式会社パワープラント関川、米国のH S S E社、株式会社フゲン、森林再生エネルギー協会の仕事の役割分担関係はどうなっているのでしょうか。そこを伺います。

3点目、今まで幾度となく住民説明会の開催を求めてきましたが、村が基本計画書すら承知していないようでは、開催できないのも当然であると思います。村として積極的に情報収集に努めて、正確な情報を村民に伝える義務があると思いますが、村長の考えを伺います。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 同じく、木質バイオマス発電事業のご質問、鈴木万寿夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問であります。この事業は、エンジンを製作することになりますアメリカの国内のメーカーが、その資金を準備し、送金することで昨年11月にパワープラント関川と合意いたしました。覚書を交わしております。その相手方との折衝は代表の永井伸治社長と株式会社フゲン代表の赤松系介社長が電話やeメールなどでやりとりをしているところでございます。ご指摘のとおり、現在までに送金に至ってはおりません。事業スケジュールの確定や実際の作業を進めていくことができない状況が続いております。そのため、早期の資金調達について再三要請を行っているところであります。毎日のように連絡をとっていると承っております。その中では、相手方もできる限りの作業はいたしておきまして、事業に対する意気込みも何ら変わってはいないということでもありますので、引き続き送金を待っているという状況であります。

2点目のご質問にお答えいたします。

資金の提供元でありますメーカーが、この事業で使用するエンジンの原形、エンジンのアウトラインを製作し、これをもとに発電用システムをつくり上げるのがH S S E、ハイパーバリックスチームスターリングエンジン社であります。株式会社フゲンは、株式会社パワープラント関川とともに

に、資金調達や許認可関係の書類作成などを行っております。また、一般財団法人森林再生可能エネルギー推進協会、この会はコンサルタント的な立場で助言や指導、あるいは関係機関に代行して、側面的に業務を担っているところでもあります。

3点目のご質問でございます。この事業の動向につきましては、村民の皆様はもちろん、村外からも大変に注目されていることは承知いたしております。また、村民へ直接ご説明すべきところのご意見も、また同様の要望もいただいているところでもあります。

これまでも申し上げましたとおり、村としても基本的には同じ考えでございます。本日、この場で日程などを申し上げることはできませんけれども、資金の到着を待ち、また具体的なお説明ができる状況となりましたら、早くそういった機会を設けて実施しようとする事業の内容、今後のスケジュールなどについてご説明いたしますし、また広報紙やホームページなどでもこれを活用しながら情報の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 5番。

○5番（鈴木万寿夫君） 1点目について、再質問をお願いします。

この入金のおくれは、そのエンジンが実在しないということで資金調達ができていないののではないかと疑念を持たざるを得ません。また、村長は架空のエンジンではないと思っていると、相手の言うがままに信じておりますが、この事業が成り立つかどうかを左右する最も重要なところでもあります。米国のエンジン会社が、性能は保障するので責任を持つということで資金調達の合意を得たとのことでしたが、今もって資金が入ってきていない現状から察すると、性能の保障ができない事情が起きているのではないかと考えます。専門家があり得ないエンジンだと言っていることが現実に明らかになったような不安を感じますが、村長はどのように感じますでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 資金のおくれというものは、先ほどご質問いただいた議員の皆様方にもご説明いたしましたとおり、アメリカの金融機関、あるいは政府の資金の送金についてのチェックが手間取っていることが原因であると考えております。

また、スターリングエンジンにつきましては、以前に鈴木万寿夫議員からもご指導いただいております。今、日本の国内にはないエンジンであるという話も私は承っております。また、必ずしもスターリングエンジンという名称のエンジンではないというようなことも承っておりますが、そのエンジンの会社、米国の会社につきましては、以前渡米いたしましたパワープラント関川の永江伸治社長もその話を承っておりますので、そのエンジンにつきましては、私自身は特に根本的な疑問を持っているものではございません。以上であります。

○議長（近 良平君） 5番。

○5番（鈴木万寿夫君） 第1点目の再々質問なのですが、そのエンジンに対して村長は疑問を持っていないということでしたが、現時点で資金が入ってきていない状況から、おくれればながらこの事業の抜本的な調査見直しを考えなければならない時期と考えます。この事業の最大の不安要因は、そのエンジンの存在が確認されていないところにあります。誰も見たことがない。永井社長が実験機のデータを見せてもらったというような話でしたが、永井社長本人がどの程度エンジンについての知識をお持ちかわかりませんが、このエンジンの存在を第三者的専門家に早急に調査依頼し、その調査結果をもってこの事業の実現可能性を判断すべきと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） エンジンの性能につきましては、私はそのエンジンを搭載して、私どもの村へ来る、その企業を信頼いたしております。また、スターリングエンジンのことにつきましては、鈴木議員もご承知と思いますけれども、そのスターリングエンジンの原理を応用した幾つかの機種があると承っております。そのようなことで、これがスターリングエンジンであるという明確なそういう学者の、あるいは専門家の判定は、いろいろと分かれているところでもあります。また、スターリングエンジンも実際日本でも小型のものがあると承っておりますし、またいつかの協議会でもお話ししましたように、日本で生産して外国へ輸出しようとした潜水艦の中にも、海中で推進する機関には、スターリングエンジンのようなものが搭載されているという報道を、新聞の記事で私も見たことがありますので、実在していないエンジンとは考えておりません。

○議長（近 良平君） 5番。

○5番（鈴木万寿夫君） それでは、第2点目の再質問で、株式会社パワープラント関川が事業主体となってやっていますので、自社の主導で基本計画書、つまりマスタープランを作成して、プラントの建設関連企業との調整等の業務や稼働後の運営計画の立案、統括して担うのが事業主体としての業務ではないでしょうか。

電気事業法を初め、環境保全関連の法律に対応する人材もないまま、社員2名が木材調達を主たる業務として働いているのが現状であります。米国からの資金を株式会社パワープラント関川がもし受け取ったにしても、業務をどこかへ丸投げするしかないということになりかねません。村がほぼ100%出資している会社の事業体制の脆弱性から、この事業の危うさを感じるが、村長はどのように認識しているのかを伺います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 現在の段階では、パワープラント関川は、工場の設計は、基本的には現在の段階ではまだできないと思っております。なぜかと言えば、アメリカの会社から基本的な工場の設計プランが、まだ送られてきていない状況であろうかと拝察いたしております。また、現在の今パワープラント関川におりますスタッフは、材料の調達、あるいはその辺のところを担うスタッフの

仕事でありますので、工場建設とか、そういう面での専門家ではないと私は認識いたしております。したがって、基本的な工場の設計図が参れば、また新たに人材を揃えて、それに当たり、あるいは米国からもそういう指導に来る、そういう体制になるのではないかと私は拝察をいたしております。

○議長（近 良平君） 5番。

○5番（鈴木万寿夫君） ということは、2点目の再質問ですが、米国からの入金のおくれが続くにつれ、稼働時期がおくれるということで、株式会社パワープラント関川の赤字が累積していくこととなります。いずれは村がこの事業に対して何らかの財政補填するようなことはないのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） パワープラント関川から、現在はアメリカから資金が送られてこないの、大変財政的には容易でないと側面的に拝察いたしているところであります。辛抱強く資金の送金を待っているところであります。したがって、永井社長は、先ほどのご説明にも村長が申し上げましたように、連日アメリカと連絡をとりながら要請している。それから、先ほどの伝 信男議員のご質問にもお答えいたしましたように、今月末には資金に関係するアメリカのスタッフが日本へ来る、その情報も承っておりますので、恐らく関川村への一つの目標に来られると思いますので、その時点でかなり具体的な話ができるのではないかと考えております。

○議長（近 良平君） はい、5番。

○5番（鈴木万寿夫君） 3番の再質問ですが、資金が入ったら、すぐ詳細設計に入るというような話でしたけれども、今現在この基本計画書がそもそも存在するのでしょうか。これが存在しないことには詳細設計も何もないと思うのですが、それを教えていただきたい。パワープラント関川でも、村でも誰も見たことがないと言うのですけれども、その辺お願いします。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 基本的な設計書は、私どもも見ておりません。これは先ほど村長が説明申し上げましたように、資金、送金と同時に動かなければならない問題でありまして、恐らく資金の送金とともに、基本的なそのものも参るといのではないかと想像されます。現在は、そういうものはございません。ただ、大まかな発電設備、あるいはエンジン設備、そのようなフリーハンドで書いたようなものでありますので、そういうものは基本設計とか、そういうものの詳細についての参考にはならないものであると私は考えております。

○議長（近 良平君） 5番。

○5番（鈴木万寿夫君） 再々質問になりますけれども、基本設計がない、基本計画がなければ、もう詳細設計もあり得ないのですよね。それが無いというのは非常に疑問なんですけれども、村長はしかるべきときに村民説明会を開催すると言ってきましたが、今がそのしかるべきときではないか

と思うのですが、村長の言うしかるべきときというのはどういうときなのでしょう。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） たびたび申し上げておりますように、パワープラント関川が大方の資金を受け取った、その時点であろうと考えております。そうすれば、それからの工場建設、あるいはそれに付随するいろいろな問題、そういうものも問題ではなく、それに付随する事柄も、それによって日程の計画などが立てられると思います。

恐らく永井社長の頭の中には、資金が送られてきたら、すぐ何にかかるべきかというものも頭の中には考えを持っているかと思えます。そういうものも、資金が入った時点でほぼ、何月何日ということではありませんけれども、日程的な計画が出てくるのではないかと私は期待をいたしております。まず資金が送られてきて、おおよそその段取りができる、その時点で考えております。そんなに資金が送られてきてまた何カ月もたつとか、そういう長い期間ということには考えておりません。

○議長（近 良平君） 次に7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。よろしく願いいたします。

バイオマス発電事業については、議員の皆さんからいろいろとご質問がありまして、再三の質問で恐縮であります、1点のみ質問させていただきます。

操業開始はいつなのか。これは6月議会の質問にもあったように、開始の目途は公表しなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋正之議員からご質問をいただきました。1点目のご質問についてお答えいたします。

1点目のご質問は、資金の入金の有無についてであります、先ほども申し上げましたように、本日現在でまだ入金の確認はできておりません。株式会社パワープラント関川を初めといたしまして、関係者と相手方とのこれまでの折衝によりますれば、数回に分けての送金が既に始まっている時期でありましたけれども、現実にはそれが実施されていない点につきましては、まことに残念と言うほかはなく、この事業にかかわっている者としても、その責任を感じているところであります。株式会社パワープラント関川からは、株式会社フゲンとともに相手方へ再三の要請、確認や電話や電子メールなどによっていると承っております。それに対する回答では、相手方には送金の意思がもちろんございますが、その手続も相当程度進めているものの、最終的に資金を融通するに当たりますと、相手方も想定していなかったほどの時間を要しているとのことであります。国内の関係者から見れば、相手方の事業によりまして送金が実行されていない間は、いかんともしがたいものでありまして、時間が経過することにより影響があることも事実でございます。こちら側の事情も相手のほうにもお伝えしながら、早い時期の入金に向けて取り組んでいるところでございますので、

ご理解をいただきます。

○議長（近 良平君） 村長、2点目を聞いているのです。操業開始。

○村長（平田大六君） 続きまして、2点目のことにつきましてお答えいたします。

これまでの検討では、資金が届き、いわゆる着工してから営業運転までに2年程度の期間を見込んでいたとの報告を受けております。電気を受けていただく電力会社側の施設整備にも相当な期間を要する見込みと承っておりますので、その調整も含めまして、できるだけ早期に営業運転できるよう努めてまいりたいと思っております。現状ではまだ手元に資金がないために、いつごろという時期を申し上げることはできませんが、今後の動向を見きわめた上で、改めてご報告を申し上げたいと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） はい、7番。

○7番（高橋正之君） もう入金がなければ操業できないということは、十分に何回も聞いてわかっているのですが、この質問については、操業を待っている人が何人もいるということで、この質問をさせていただきます。そうすると、入金があって2年程度ということのおおむねの考え方でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（近 良平君） はい、村長。

○村長（平田大六君） そのように承っております。

○議長（近 良平君） はい、7番。

○7番（高橋正之君） 質問を終わります。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午前 1 1 時 5 8 分 休 憩

---

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。木質バイオマス発電事業に関しての村民への説明責任と米国企業との信頼関係についてお伺いします。午前中の同僚議員の方々の質問と重複する部分もございますけれども、繰り返して結構ですので、ご答弁のほどお願い申し上げます。

6月定例議会に引き続きまして、木質バイオマス発電事業に関連した質問をさせていただきます。6月議会においては、当事業の推進体制についてと題して、村のリスクについてと米国側との信頼関係について質問いたしました。今回は、米国資本による現体制での木質バイオマス事業を進める中で、失われつつある村と村議会、そして村と村民の信頼関係についてと、6月議会に引き続き米国企業との信頼関係について質問いたします。



当時業についての住民説明会は、昨年5月に開かれて以降、開催されていません。この間、事業融資額の一部が入金されるとの予定が再三延期となり、このことが新潟日報の下越版を初め、村上新聞、サンデーいわふね、財界新潟に掲載されたところであり、関川村民はもちろんのこと、村上市を初め、周辺地域の住民も不安と関心を持って注目していることは、周知のとおりであります。

前回説明会以降、今日まで同僚議員や村民有志から、村民の不安を解消するため村に対して新たな住民説明会の開催を要請してきましたが、事業としての具体的な進捗がないとの理由から、新たに進展があるまで開催を待ってほしいとの説明が繰り返されてきました。我々議員初め村民は、事業の進展に関する説明のみを望んでいるわけではありません。事業融資額の入金がおこなわれている本当の理由は何なのか。村はこの体制で本当に事業を進めていくつもりなのか。事業融資額の入金をいつまで待つつもりなのか。米国企業側は本当に信頼に値するのか、発電資材の木材は本当に確保できるのか。電力会社とのさまざまな調整は進んでいるのか等の疑問についての現時点での真実の回答を知りたいと願っているのもであります。

これまで行政報告会や全員協議会等の場で、事業融資額の入金のおくれの理由を初め、当事業の進捗についての説明はありましたが、いずれも口頭での説明であり、根拠や確証となる書類を用いての説明ではなく、我々議員や村民の不安を取り除く内容にはほど遠いものと言わざるを得ません。事業の現状と事業に係る村の姿勢についての説明が遅くなるほど村民の不安は募り、村との信頼関係は弱まり、ひいては村政全般の停滞にもつながりかねません。村民との信頼関係を回復するためにも、一刻も早い村の対応が今求められていると思います。

関川村の最高規範である村づくり基本条例第5条第1項第1号にあります、「村づくりは村民と村との信頼を深めることにより進めるものとする」。ぜひとも9月定例会中の遅くない時期をめどに、住民説明会の開催、もしくはそれにかわる文書での現況説明を行う旨の意思表示を、開催時期を含めてお願いしたいと思いますが、村長の考えをお伺いします。

2点目は、米国企業と村側、関川村とパワープラント社の信頼関係についてであります。7月19日の行政報告会において、事業融資額の一部がかなり高い確率でこの7月中に入金されるとの情報を米国側から入手した旨の説明が村長からありました。しかしながら、今回も現時点、8月25日現在で入金があったとの情報は入っていません。私が6月議会で質問した際の村長のご答弁は、アメリカ側の関係者との強固な信頼関係が築かれており、現在作業を進めている前渡し金の到着により、そのことがさらに明らかになると考えているとの内容でございました。

昨年、平成27年12月から今日まで、数回にわたり入金の可能性が高い期日や時期についての説明がありましたが、残念ながら今日まで実現していません。このことを踏まえ、改めて村長にお伺いします。米国側との信頼関係は、今日においても強固であるという考えに変わりはないでしょうか。また、今回入金がなかった理由についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） はい、村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 木質バイオマス発電事業のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目のご質問であります、住民説明会の開催等、村民に対して情報を公開すべきであるのご意見につきましては、先ほど午前中の鈴木万寿夫議員からのご質問にもお答えいたしましたとおり、また以前からも申し上げておりますとおり、私も同じ考えであります。資金の送金がおくれているのは事実でありまして、相手方にその気がなくなったということでは、決してございません。手続を進めていた結果、想定していなかったほどの時間を要することになったと伺っております。それらの原因を一つ一つ解消することにより、間違いなく資金を送るとの強い意思表示もいただいておりますので、連絡をとりながら送金を待っているところであります。電力会社との協議も並行して進めておりまして、必要となる負担金の概算も提示されております。本事業の実現に向けて関係組織が協力して取り組んでおりまして、今後もその体制を変更するつもりはございません。

今後、村民の皆様へご説明する際には、スケジュールも含めて具体的な情報をお伝えしたいと考えております。それらを確定させるには、資金の確保が先決であります。今、議員がおっしゃいますように、早い時期にそのような機会を設けられるように引き続き取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

2点目のご質問であります。ご指摘のとおり、先ほどまでのご質問にもありましたとおり、本日現在、出資金の入金は確認されておられません。入金のおくれは、先ほど高橋忠夫議員のご質問で答えいたしましたように、送金に対するアメリカ政府機関、アメリカの金融機関からのセキュリティーの関係でチェックが厳しく行われているためと伺っております。電話やeメールなどによりまして、直近のやりとりは、送金がおくれている点につきまして大変申しわけないという言葉もいただいております、また資金調達の意向は変わっていないことも繰り返し説明をされております。相手方はとにかく早期に送金できるよう全力を尽くしているとのことでありまして、引き続きその成果を待たなければならない。このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） はい、2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今ほども村長から、先ほどの同僚議員のお答えに対する回答と同様の答弁をいただきましたけれども、今ほどの村長のご答弁の趣旨は、やはり先決なのは入金があってからですよということだと思います。

1点目の関連質問をさせていただきたいのですけれども、説明会については、やはり入金が前提となりますということでしたけれども、この事業を前進させるにしても、あるいは撤退するにしても、事実確認をしないまま村の進む方向を示すことはできないと思っております。村長は繰り返しのご答弁の中で「期待しております」とか、あるいは「承っております」ということで、直接向こうの責任者からの言葉あるいは文書をご確認したふうにはとれないご回答が続いていると思っております。米国

企業側に対しまして、改めて事業全体の推進体制に変更はないのか否かということ。そして、事業費の関川村への融資計画に変更はないのか否かということについて、はっきりと確認する必要があると考えます。

村側から渡米、あるいは米国企業側が来日する形で、先ほどの同僚議員の質問に対し、9月末にアメリカ関係者の来日、来村があるかもしれないというお話でしたけれども、それが実現すれば、それが最良の機会となると思いますが、バイオマス発電事業の米国企業側の最高責任者と村長が直に面談をされ、また、文書を取り交わして、現在の米国企業側の意思を明確に把握する必要があると思います。その際、村側はパワープラント社単独ではなく、村長が直に面談する必要があると思います。村長は当事業を推進する関川村の代表として、また、事業を担当するパワープラント社の99%の株を保有する株主関川村の長として、米国企業側と面談する必要があると思われまじ、そうでなければ村として事業を前進させるか、撤退するかとの意思表示をしても、村民は率直に受け入れることはできないと思います。やはり先ほど申し上げましたけれども、期待しているとか、承るということでは、もう村民の不安感、疑念というのはなかなか拭い切れない時期に来ているのではないかと感じております。ぜひとも村長ご本人が米国側最高責任者と面談をされ、村長の決断の明確な根拠となる事実を把握していただきたいと思いますが、このことについての村長のお考えをお伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご質問の趣旨は、米国の関係者が日本へ、関川村へ来られたときに、村長もそこで面談して、今の現状を説明しながら強く要請せよというようなご意見でありまして、私もごもっともであると考えております。アメリカから来られました、これまでも村長はその人たちとお会いをいたしておりますし、今ほど議員がご指摘のように、今回日本へ来られる、それが一つのポイントであろうかと思っております、私は今議員がご指摘された村民の感情、あるいは村民の不安感、そのようなことも説明申し上げながら対処したいと思っております、ご指摘に感謝いたしております。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

関連の質問でございますけれども、当事業は発電施設の米国メーカー企業が事業費を全額融資するという好条件であるがゆえに、村は米国企業の動きをじっと待つというのが基本姿勢でございますけれども、果たしてそのような対応が自治体としての健全な対応と言えるのでしょうか。やはり住民みずからの意思で考え、決定し、行動していくということが地方自治の本旨であると思います。条件がよいから対応策もとらずに、融資が実行されるのを期限も定めずに待ち続けるということは、これは裏返せば、村行政の停滞と言えるのではないのでしょうか。

平田村長におかれましては、このことを踏まえ、ぜひとも次の本会議開催までに、もしくは次の本会議において、当木質バイオマス発電事業の推進あるいは撤退の道筋について、時期を明確に示した上で明らかにしていただきたいと思います。

このことについて、村長の考えをお伺いします。

もし今この時期的なものを明確にしていなければ、今回午前中から同僚議員が繰り返し質問していたことも実を結ばないわけでありまして、やはりこの9月議会において何らかの村の行動と具体的な行動期限を定める、あるいは期日を明確にして現状を村民に知らせる、冒頭の質問のような、そういう動きを示していただかなければならない時期に来ているのではないかと思います。

もしこのことを実行していただけない場合は、我々議会に与えられた調査権、検査権、監査請求権などの権限を行使して、木質バイオマス発電事業の現状と方向をただしていくことになると思いますし、同僚議員有志と取り組む決意でございます。どうか次回本会議までに、説明会あるいは文書での現状の報告、その現状の報告というのは、先ほど答弁された、手続は全て終了していると。あとは待つのみであるというようなシンプルな内容で結構だと思います。とにかく、今情報を発信しなければ、村の考えも伝わりませんし、我々議会は何を質問しているのだということにもなります。何とか形として、今9月議会中に村の行動、こういうことを発信します、こういう段取りで村民に知らせますということをお示ししていただきたいと思います。この考えについての村長のお考えをお伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 村民に説明を申し上げる時期、今この時点で明確にお答えできません。理由は、今午前中からもお話ししているような状況でございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどの1点目のご質問にもありましたように、一つのポイントは、アメリカから関川村へ来る、それが一つの、そこから中身によって起算していく、その時期だろうと考えております。

また、議員の皆様方が有権者あるいは村民からこのことにつきまして、いろいろとご質問いただいたり、あるいはご意見をいただいたりして努力されておられますことを、大変皆様方のご苦勞を拝察いたしているところであります。

また、私どもは村の姿勢も、パワープラント関川を通じまして、その都度アメリカのほうへも、今の実情などは伝わっているところでありまして、恐らくアメリカでも村の実情はわかっているものと拝察いたしております。いろいろと有権者の皆様方に説明申し上げる苦心をされております。そのことにつきまして、私認識いたしているところであります。そのようなところでございますので、今ご指摘のようなことに対して、努力を続けていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） はい、2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

先ほど質問いたしました2点目の関係の再質問をお願いいたします。

村長からは、以前から再三議会、我々議員にも説明をしてきたとご答弁いただきましたけれども、私は昨年7月から議員をさせてもらっておりますけれども、その事業に関する資料というのは、村からは一切いただいてなかったと思います。先ほど鈴木議員から、マスタープランとか計画書のお話はございましたけれども、せめてA4、あるいはA3程度の事業の概要、村が把握しているだけの内容でもいいですので、やはりそういうものを見せていただきたいと思います。それを持って、我々が地元住民に説明することで、事業は動いているのだなということを理解していただければいいのです。確かに回数は、会議を開いていただいて説明は承りましたけれども、やはり口頭だけというのは、私たちの記憶も曖昧になりますし、それをそのまま間違っただけで伝えるということもあり得るかもしれません。ですので、最低といたしますか、そういうA4、1枚程度でも結構ですので、今後そういう報告をいただくときには、ぜひそういう資料をいただきたいと思います。

これは、私だけでなく同僚議員も皆そのように申しておりますし、そうでなければ本当に、村長は毎日パワープラント社に連絡しています、メールのやりとりをしていますというお話ですが、そのメールのコピーすら我々は一度も目にしたことはないわけでありまして。もちろん平田村長を疑っているわけではありませんが、やはりそういうものを出していただいて説明していただかなければ、我々は村民に説明する手立てがないということも、どうかご理解いただきたいと思います。

やはりこのバイオマス事業については、再三の発言になりますけれども、村の意思というものが村民に伝わっていないから、皆さん不安だったり、疑問を持つわけでありまして、何とか口頭だけでなく、あるもので結構ですので、そういうものを出していただくことは可能でしょうか。お伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） このことにつきまして、アメリカから具体的な計画書とか、そういうものは参っておらない段階でございます。しかしながら今議員がご指摘のように、こちらのほうでどういふことをやりとりしているかというような、そういう経時的な中身というのは、およそ経過報告のようなことで資料は作成可能だと思いますので、ご指摘の100%実現できるという部分ではありませんけれども、私どもなりのそういうものは、今ご指摘のようなことで皆様方に資料としてお示しすることは、やぶさかではございません。ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。どういふ中身になるか、形式になるかはわかりませんが、そのことについて取り組ませていただきます。

○議長（近 良平君） はい、2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今ほどのご答弁は、書類での資料を提示いただけるものと受けとめさせていただきましたし、ぜひとも9月の次回の本会議に示していただけるか。あるいは、そのときにいつまでにその資料を示しますということで、ぜひともご返事をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、8月25日付で村民有志のグループが、当事業からの村の全面撤退を求める住民監査請求がなされた旨の報道が9月4日付、広域新聞サンデーいわふねに掲載されました。村民全てが当事業に関心を持ち、現状に憂慮しているとまでは申しませんが、村民の多くが当事業について現段階での真実を知りたいと願っている証であると思いますし、現在の関川村が抱える最大の懸案事項であると思います。

村長の今後の対応についての決断が1日おくれるたびに、関川村の歩みも1日ずつおくらせていくものと思います。このことが、本当は関川村にとって最も大きなリスクなのではないかと私は感じております。村長におかれましては、このことを重く受けとめていただいて、当事業に関しての村民への説明責任を果たしていただき、村民との信頼関係を早期に回復に向けてご尽力いただくことを強くお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 傍聴席に申し上げます。関川村議会傍聴規則第8条第4項で帽子の着用は認められておりませんので、脱いでください。

これで一般質問を終わります。

---

#### 日程第5、委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第5、委員長報告を行います。

総務厚生常任委員長から報告を求めます。委員長、伝 信男さん。

済みません、傍聴席に申し上げますが、帽子を脱いでください。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員長による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

---

#### 日程第6、報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてあります。

この報告は、法の規定に基づきまして、村財政の健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を付して議会に報告するものであります。いずれの比率も国で定める基準を下回り、村の財政はおおむね健全性を確保していると思っております。

○議長（近 良平君） 本定例会は、代表監査委員に出席していただきました。さきに監査委員が村長に提出した健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告を求めます。代表監査委員 大戸三男さん、お願いいたします。

○代表監査委員（大戸三男君） ごめんください。監査委員の大戸三男でございます。

平成27年度健全化判断比率審査意見書、平成27年度資金不足比率審査意見書についてご報告申し上げます。

初めに、平成27年度健全化判断比率審査意見書について申し上げます。

この意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成27年度健全化判断比率について審査し、村長に提出したものでございます。

審査期間は平成28年8月2日から8月10日です。

平成27年度健全化判断比率審査意見書。

#### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2. 審査の結果

##### (1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次の記については省略させていただきます。

##### (2)個別意見

###### ①実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は15.0%です。平成27年度の実質赤字比率は収支が黒字だったため該当なしとなっています。

###### ②連結実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は20.0%です。平成27年度の実質赤字比率は収支が黒字だったため、該当なしとなっています。

③実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は8.7%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

④将来負担比率について

平成27年度将来負担比率は23.0%となっており、早期健全化比率の350.0%を下回っております。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。今後も健全な経営に努めていただくようお願いいたします。

続きまして、平成27年度資金不足比率審査意見書について申し上げます。

この意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度資金不足比率について審査し、村長に提出したものであります。

審査期間は平成28年8月2日から8月10日です。

平成27年度資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記は省略させていただきます。

(2)個別意見

国が示した経営健全化基準は20.0%です。5つの特別会計と水道事業会計において資金の不足額は発生していないことから、平成27年度の資金不足比率は該当なしとなっています。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。今後とも健全な経営に努めていただくようお願いいたします。

以上、平成27年度健全化判断比率審査意見書及び平成27年度資金不足比率審査意見書についてご報告いたしました。以上であります。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

初めに、報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 字句の説明について1点お伺いします。

健全化判断比率審査意見書の表のところに②としまして、連結実質赤字比率とございますけれど



も、この連結の意味はどのような意味でしょうか。一般会計と何かを連結させたというような意味か、そこらを教えてください。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 連結実質赤字比率とは、全会計の赤字額から黒字額を引いた額を標準財政規模で割った比率ということでございます。

○議長（近 良平君） 外郭団体も入れてでしょう。

はい、副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 連結というのは、この新しい法律ができたとき定義された言葉でありますけれども、いわゆる三セク、これらも含めてどうかという計算であります。以上でございます。

○議長（近 良平君） はい、2番。

○2番（伊藤敏哉君） そうしますと、一般会計と三セクを合わせた比率と理解してよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） はい、副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 村が出資している、例えば今のパワープラント関川、あるいは自然環境管理公社、そういった出資割合の高い、いわゆる三セク、これらを含めて財政的にはどうかという指数であります。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。これで報告を終わります。

---

日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）

○議長（近 良平君） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長

○村長（平田大六君） 報告第5号 専決処分の報告についてであります。

この報告は、関川村が構成員になっております新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について、構成組合の名称を変更するのに伴うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。報告第5号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

日程第8、認定第1号 平成27年度関川村各会計の決算認定について

日程第9、認定第2号 平成27年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（近 良平君） 日程第8、認定第1号 平成27年度関川村各会計の決算認定について及び日程第9、認定第2号 平成27年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題といたします。村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 認定第1号及び認定第2号は、平成27年度の関川村各会計の決算、または関川村水道事業会計の認定についてであります。

平成27年度の一般会計と9つの特別会計の決算については、5月末をもって出納を閉鎖し、会計管理者において決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の水道事業会計についても、3月末をもって決算書を調製しております。

提出された決算書は、監査委員に対し監査を要請し、このほどその意見書が提出されました。

よって、決算書に、その監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして、主要な施策の成果を説明する書類を添えて議会の認定に付すものであります。

なお、監査委員が村長宛に提出した意見書につきましては、追って代表監査委員に朗読していただきます。議会において十分にご審議いただき、認定くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで村長の説明を終わります。

休憩します。14時まで。

午後1時50分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

さきに監査委員が村長に提出した決算審査意見書について報告を求めます。代表監査委員、大戸三男さん、お願いします。

○代表監査委員（大戸三男君） 監査委員の大戸です。

それでは、平成27年度関川村一般会計及び特別会計決算、平成27年度関川村水道事業会計決算の審査意見書についてご報告申し上げます。

初めに、平成27年度関川村一般会計及び特別会計決算審査意見書について申し上げます。

この意見書は、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度関川村一般会計及び特別会計歳入歳出等並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類について審査し、村長に提出したものであります。

平成27年度関川村一般会計及び特別会計決算審査意見書

第1. 審査の対象

1. 平成27年度関川村一般会計歳入歳出決算
2. 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
3. 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計歳入歳出決算
4. 平成27年度関川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算
5. 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
6. 平成27年度関川村有温泉特別会計歳入歳出決算
7. 平成27年度関川村宅地等造成特別会計歳入歳出決算
8. 平成27年度関川村簡易水道特別会計歳入歳出決算
9. 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 平成27年度末における財産の調書
12. 平成27年度運用基金の運用状況

## 第2. 審査の期間

平成28年8月2日から8月10日まで

## 第3. 審査の方法

この審査に当たっては、村長から提出された決算書類が関係法令に準拠して作成されているか、予算が適切に執行されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類等の照合等、慎重に審査を行いました。

## 第4. 審査の結果（決算諸表について）

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

## 第5. 決算の概要と審査意見

### 1. 関川村一般会計

#### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、次のとおりです。

次の表①決算収支の状況については、平成25年度から3カ年併記してございますが、平成27年度では、歳入総額51億2,172万3,705円、歳出総額49億8,108万7,888円、形式収支1億4,063万5,817円、翌年度へ繰り越すべき財源889万7,000円、実質収支1億3,173万8,817円、単年度収支、三角、3,621万4,222円、積立金7,862万3,059円、繰上償還金、基金取り崩し金はございませんでした。実質単年度収支4,240万8,837円です。

歳入総額は51億2,172万円で前年度比4億6,788万円（10.1%）の増となっています。歳入決算額

の増額に影響を及ぼした主なものは、地方交付税が1億5,305万円の増、村債が2億1,940万円の増、県支出金が5,505万円の増となっています。自主財源である村税は1,079万円の増の6億8,602万円となっています。これは、個人村民税現年課税分は233万円の減となっていますが、法人村民税現年課税分が976万円の増、その他入湯税などの増によるものであります。

歳出総額は49億8,109万円で前年度比5億1,665万円（11.6%）の増となっています。

歳出決算額の増減に影響を及ぼした主なものは、総務費では財政調整基金への積立金7,862万円の増、社会保障税番号制度に伴う各種電算システム整備費で1,300万円ほどの増。衛生費では、新ごみ焼却施設建設負担金4,010万円の減。農林水産業費では、県単農業農村整備排水路改修事業2,778万円の増、多面的機能支払交付金3,931万円の増。商工労働費では、観光施設修繕料1,007万円の増、商工観光振興対策基金積立金1億円の増。土木費では、道路橋梁の維持工事費2,336万円の増、新設改良工事費3,252万円の増、宮越住宅外壁塗装工事1,297万円の増、ニューメゾン下関Ⅰ建設地の整地等工事1,265万円の増。消防費では、常備消防運営委託費731万円の減。教育費では関川中学校グラウンド整備事業2億238万円の増、文化財遺跡発掘調査事業費808万円の増、災害復旧費では251万円の増となっております。公債費では4,250万円の増となっています。

また、性質別経費の状況では、義務的経費は16億978円で前年度比1,202万円（0.8%）の増となっています。投資的経費は8億826万円で前年度比2,857万円（54.7%）の増、その他経費は25億6,239万円で前年度比2億1,898万円（9.3%）の増となっています。投資的経費のうち、普通建設事業費は7億5,615万円で前年度比2億8,317万円（59.9%）の増、災害復旧事業費は5,211万円で前年度比251万円（5.1%）の増となっています。

形式的収支は1億4,064万円の黒字となります。

繰越明許費は、4事業3,980万円のうち、3,090万円は国・県支出金と受益者負担金、地方債の未収入特定財源であり、翌年度へ繰り越すべき一般財源は890万円となります。

実質収支は1億3,174万円で前年度を下回っており、単年度収支は3,621万円の赤字となりますが、財政調整基金の積み立て及び取り崩しと地方債の繰上償還金を加味した実質単年度収支は4,241万円の黒字となります。

なお、地方債年度末残高は前年度末より5,592万円多い50億1,559万円となっています。

経常収支比率は80.4%で前年度より4.6ポイント下がったものの、依然財政運営は厳しい状況となっています。

#### （イ）事業執行等に関する意見

昨今の厳しい情勢の中、歳入の確保を図りながら事業の取り組みに努められました。一般財源は年々減少傾向にありましたが、平成27年度は増額となっています。村税については、収入額、徴収率とも昨年度を上回り、財源確保の努力が認められました。財政力指数は、県平均を大きく下回っ

ており、かなり低い状況にあります。また、単年度指数は前年度よりさらに低下しています。経常収支比率は若干の改善が見られましたが、今後も経費の削減に努められるようお願いいたします。

財政事情の厳しい中、平成27年度は関川中学校グラウンド整備事業、商工観光振興対策基金への積み立て、わかぶな高原スキー場等の観光施設整備事業など単独事業を有利な起債の活用や一般財源で事業を遂行されました。事業執行には、今後も恒常化している事業は成果の検証を重ね、新たな事業は将来を見据えた費用対効果を十分検討し、堅実な事業の推進に努められるようお願いいたします。

次に、特別会計です。恐れ入りますが、各特別会計の収支の状況についての表は省略させていただきます。

## 2. 国民健康保険事業特別会計

### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表②のとおりです。

歳入は、前年度比8,028万円（11.9%）の増、うち保険税収入は477万円（4.2%）の減となっています。保険税の現年度分収納率は98.0%で、前年度より1.0ポイント上がっております。滞納繰越額は741万円となっております。歳出は、前年度比8,452万円（14.1%）の増となっています。一般会計からの繰入金は前年度比214万円（3.0%）の減となっておりますが、国保財政は依然厳しい状況が続いています。基金の年度末残高は3,002万円を積み立てて5,412万円となっております。

### (イ) 事業執行等に関する意見

保険給付費は減少傾向にありますが、さらに特定健診、特定保健指導の受診率を高めていただき、住民の健康づくりや疾病予防に適切な指導をお願いします。また、保険税の現年分収納率は98.0%となっております。引き続き収納率向上に努められるようお願いいたします。

## 3. 国民健康保険関川診療所特別会計

### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表③のとおりです。

歳入は、前年度比208万円（3.6%）の増となっておりますが、その内訳は診療収入が前年度比325万円（7.5%）の減、一般会計繰入金は前年度比369万円（53.6%）の増、基金繰入金は前年度比210万円（60.0%）の増となっております。歳出は前年度比293万円（5.4%）の増となっております。

### (イ) 事業執行等に関する意見

患者数や診療収入が減少傾向にあります。また、保険者別の診療状況では75歳以上の後期高齢者が3,606人で全体の54.9%を占めています。地域住民の高齢化に伴い、在宅医療の充実が求められています。訪問診療やみとりなど村の診療機関として地域の実情に応じた対応が必要と思われれます。適切な診療所運営に努めていただくようお願いいたします。

#### 4. 介護保険事業特別会計

##### (ア) 収支状況について

決算収支の状況については、表④のとおりです。

歳入は、前年度比1,031万円（1.0%）の減、歳出は前年度比1,486万円（1.6%）の減となっています。介護認定者数及びサービス受給者数は前年度とほぼ同数となっています。保険給付費は前年度比2,601万円（3.1%）の減となっています。

##### (イ) 事業執行に関する意見

高齢者及び要介護認定者が増加傾向にある中、介護予防対策では積極的な取り組みが見られます。今後も高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進し、在宅福祉の向上に努められるようお願いいたします。

#### 5. 後期高齢者医療特別会計

##### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑤のとおりです。

被保険者数は1,410人で、村内人口の約23.6%となっています。広域連合納付金は前年度比214万円（3.7%）減の5,506万円となっています。

##### (イ) 事業執行等に関する意見

引き続き医療適正化に努めていただくよう、お願いいたします。

#### 6. 村有温泉特別会計

##### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑥のとおりです。

湯沢温泉3号井の貯湯槽及び揚湯施設の改良工事を実施しました。この財源として2,130万円の借入れを行っています。

##### (イ) 事業執行に関する意見

温泉施設の改良工事を実施しております。今後も施設の老朽化に伴い、修繕、更新が考えられます。村有温泉運営については、長期的な運営方針を定め、健全な管理運営に努められるようお願いいたします。

#### 7. 宅地等造成特別会計

##### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑦のとおりです。

残っていた下関地区第4期分譲地の1区画が売れ、全区画が完売しました。

##### (イ) 事業執行等に関する意見

特に指摘すべき事項はありません。

## 8. 簡易水道特別会計

### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑧のとおりです。

歳入は、前年度比1,772万円（31.9％）の減、歳出は前年度比1,845万円（35.3％）の減となっています。歳入では、一般会計繰入金が1,610万円（51.4％）の減、歳出では施設費が前年度比1,317万円（34.1％）の減、公債費が前年度比533万円（46.7％）の減となっています。

### (イ) 事業執行に関する意見

給水人口は年々減少しています。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに、安全で良質な水道水を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

## 9. 公共下水道事業特別会計

### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑨のとおりです。

歳入は、前年度比2,218万円（4.9％）の減、歳出は前年度比2,561万円（5.7％）の減となっています。これは事業債償還金の減によるものです。

### (イ) 事業執行等に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い、加入人口も減少傾向にあります。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

## 10. 農業集落排水事業特別会計

### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑩のとおりです。

歳入は、前年度比1,860万円（16.5％）の減、歳出は、前年度比1,589万円（14.8％）の減となっています。これは主に事業債償還金の減によるものです。

### (イ) 事業執行等に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い加入人口も減少傾向にあります。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

## 11. 財産（基金）の状況

平成27年度積立基金の年度末残高は20億3,198万円となっています。財政調整基金に7,862万円、商工観光振興対策基金に1億4万円、社会福祉総合対策基金に1,503万円を積み立てています。過疎地域自立促進事業基金のうち、若者共同住宅事業基金は3,250万円を取り崩し事業に充当していますが、3,701万円を積み立てています。ふるさと応援基金は75件、440万円の寄附金を積み立てています。事業に充当した額は199万円、年度末残高は1,157万円となっています。また、寄附金の累計は

2,459万円となっています。国民健康保険給付準備基金は3,002万円を積み立て、年度末残高は5,412万円となっています。診療所管理基金は560万円を取り崩し、年度末残高は5,567万円となっています。介護保険給付準備基金は1,502万円を積み立て、年度末残高は5,852万円となっています。

## 12. 基金の運用状況

運用基金の土地開発基金及び奨学基金は、年度中増減は利子積立金の増のみで、年度末残高は1億5,099万円となっています。

以上、平成27年度決算について意見と要望を述べましたが、今後も村の発展と健全財政の堅持に一層努力されるよう要望いたします。

続きまして、平成27年度関川村水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。

この意見書は地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度関川村水道事業会計決算について審査し、村長に提出したものであります。

### 決算審査意見書

#### 第1. 審査の対象

平成27年度関川村水道事業会計決算

#### 第2. 審査の期間

平成28年8月2日から8月10日

#### 第3. 審査の方法

村長から提出された決算報告書及び財務諸表が法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、事業財政の状況、管理について担当課長等の説明を求めました。

#### 第4. 審査の結果

平成27年度決算報告及び財務諸表は法令に準拠して作成され、かつ経営内容や財政状況も適正に表示されており、正当なものと認められました。

#### 第5. 決算の概要

##### (1)業務量

給水人口は前年度比120人（2.6%）の減となり、年間総配水量と年間総有収水量については、それぞれ前年度比5万9,745立方メートル（10.2%）の減及び3万2,634立方メートル（6.9%）の減で、有収率は2.9ポイント上がっています。

表①業務量の比較については記載のとおりですが、平成27年度給水人口4,482人、給水戸数1,705戸、年間総配水量52万4,100立方メートル、年間総有収水量43万7,238立方メートル、有収率83.4%となっております。

##### (2)経営成績

表②損益計算書の比較は記載のとおりですが、平成27年度では営業収益7,928万6,450円、営業費



用9,628万4,010円、営業収支、三角の1,699万7,560円。営業外収益4,350万6,732円、営業外費用2,606万5,422円、営業外収支1,744万1,310円。特別利益174万7,531円、純利益・純損失はプラス219万1,281円でございます。純利益は前年度比155万円の減となっております。このことについて、収益と費用の動きは以下のとおりです。

①収益について。営業収益は前年度比141万円（1.7%）の減、営業外収益は前年度比2,203万円（102.6%）の増となっております。これは制度改正により長期前受金の戻入金が生じたためです。

②費用について。営業費用は減価償却費の増により前年度比2,462万円（34.3%）の増、営業外費用は企業債利子償還金の減により前年度比70万円（2.6%）の減となっております。

#### 第6. 事業執行等に関する意見

給水人口の減少に伴い有収水量及び給水収益が減少しており、この傾向が続くものと考えられます。収益的収支では営業利益が出ているものの、営業外収支の企業債利子償還金は一般会計からの補助金に頼っている状況です。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに、安全で良質な水道を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討が必要と思われれます。

以上、平成27年度関川村一般会計及び特別会計決算審査意見書、平成27年度関川村水道事業会計決算審査意見書のご報告を申し上げます。以上であります。

申しわけありません。平成27年度関川村一般会計及び特別会計決算意見書の提出についてというところで、5ページ、この資料の訂正をお願いします。5ページの2、国民健康保険事業特別会計、この表②決算収支の状況、この表でございますが、下から3番目、基金積立金（カ）の欄の平成27年度、「302万2,960円」と記載されておりますが、これを訂正していただきたいと思っております。訂正額は「3,002万2,960円」の訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

あらかじめ申し上げますが、決算認定案件2件につきましては、お手元に配付の平成27年度決算審査特別委員会分科会審査表（案）により審査いただく予定ですので、質疑は所管外のことについて行い、所管事項については分科会審査時に行うようにしたいので、ご協力をお願いします。

それでは、質疑を行います。

初めに、認定第1号 平成27年度関川村各会計の決算認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号 平成27年度関川村水道事業会計の決算認定について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています認定第1号及び認定第2号については、8人の委員をもって構成する平成27年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、8人の委員をもって構成する平成27年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

午後2時39分 休憩

---

午後2時40分 再開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

平成27年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第2条第2項の規定により、ただいま配付しました平成27年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、平成27年度決算審査特別委員会の委員は別紙のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時41分 休憩

---

午後2時50分 再開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第10、議案第59号 村上市と関川村との間のあらかわ病児保育センターに関する事務の委託に関する協議について

○議長(近 良平君) 日程第10、議案第59号 村上市と関川村との間のあらかわ病児保育センターに関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第59号 村上市と関川村との間で事務委託の協議についてであります。

県立坂町病院に隣接いたします村上市の用地に病児保育センターを設置することになりまして、そこに関川村の住民も利用させていただくことで協議を進めてまいりました。

詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第59号 村上市と関川村との間のあらかわ病児保育センターに関する事務の委託に関する協議について説明させていただきます。

当圏域には小児科を診療科目とする医療機関自体が少ないために、それぞれの自治体が単独で病児保育事業を実施することは極めて困難な状況です。そのため、村上市と関川村は、働きながら子供を育てるご家庭を支援するために、病児・病後児を一時的に預かる施設整備に向け、数年前から協議を進めてきたところでございます。

この事業主体が村上市となった理由としましては、坂町病院の所在地であること。また、利用者の多くが村上市の児童が見込まれることなどからでございます。

供用開始は平成29年7月1日からを予定しております。

施設の場所は坂町病院の敷地内で、国道端の敷地面積約662平米、施設面積約112平米の木造平屋建てでございます。

施設整備費につきましては、村上市が県の土地を借用しまして、予算総額5,440万円、そのうち子ども・子育て支援整備交付金を活用し、国3分の1、県3分の1の補助を見込んでいます。施設整備費用に対しての村の負担はありません。

病児保育センターの維持費用は、当初年間約1,500万円を予定していましたが、それより人件費の関係で増額になるということで聞いております。

この維持費用に対しても、子ども・子育て支援交付金が国・県から交付されます。約600万円ほどを見込んでおります。

村上市と関川村の負担方法でございますけれども、平成29年度は平均割5%、利用実績割95%とし、平成30年度以降は平均割6%の利用実績割94%の割合を予定しています。

センターの利用料金なのですが、県内の市町村の大半が1日利用2,000円としているところですが、あらかわ病児保育センターは利用時間を問わず1日1,000円、生活保護世帯は無料、ひとり親家庭等医療費受給者は500円と設定しております。

参考ですけれども、関川村が実施した子ども・子育てに関するニーズ調査では、この病児・病後児保育施設の利用について意向を伺っておりますが、53.6%の方ができれば利用したいとの回答をいただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。議案第59号の質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

休憩します。3時10分まで。

午後2時55分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

日程第11、議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第11、議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

詳細はそれぞれ総務課長、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 議案第60号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料をはぐりまして、3の1と書いておりますが、3の3ページを見ていただきたいと思っております。

今回の条例の一部改正につきましては、地域おこし協力隊の事業を今回実施することに伴いまして、この隊員となる皆さんに報酬を支払う必要が生じたことで、今回こちらのほうに条例で報酬額を決めさせていただくこととしております。

月額16万6,000円となつてございますけれども、これにつきましては、総務省のほうで上限を設けておりまして、年間200万円ということで、その割り返しで、全ての自治体で16万6,000円と位置

づけられております。

村のほうでは、地域おこし協力隊の隊員が決まりますと、村の非常勤の職員として採用し、村から報酬を支払うという形をとりますので、それに伴う条例の一部改正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第61号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

平成28年8月1日、児童扶養手当法施行令の一部改正が行われております。その一部改正により項番号が繰り下がって変更されております。そのため、関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例もその項番号を引用しておりますので、そのため一部改正するものでございます。

読み上げは省略させていただきます。3カ所ございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第60号の質疑を許します。質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

地域おこし協力隊隊員の月額報酬ということでの条例改正案なのですが、現在募集要綱ですとか、いつごろからの募集というのが、今決まっていることがあるようでしたら、ご紹介をお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 地域おこし協力隊の受け入れにつきまして、7月に全集落を対象に意向調査を行わせていただきました。受け入れに積極的な集落の特定を急ぎまして、受け入れを急ぎまして、今現在最終の確認を行っているところでございます。

この後になります。該当する集落と細部を詰めた上で、また受け入れの体制を整えると。受け入れの体制を整えた上で隊員の募集ということでございますが、今現在考えておりますのは、10月以降ということで、対象をイビューサのOB、OG、それと移住・定住推進機構ホームページのほうでJOINというのがあるのですけれども、このJOINを通じて募集を行って、応募があった者について書類審査、面接を行った後、実際に村に来ていただいて、受け入れ集落との面談を逐次実施して、早ければ12月から受け入れをしたいということで、この後は補正予算のほうでも出てまいりますけれども、4カ月分、それを目指させていただいております。まだ細かな要綱については、今後詰めていくという形になります。今こういった状況で動いております。

受け入れにつきましては、男女の別は分けておりません。一応2名、4カ月を予定しております。以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管でありま  
す総務厚生常任委員会へ付託します。

次に、議案第61号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省  
略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第3号)

日程第14、議案第63号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15、議案第64号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16、議案第65号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第17、議案第66号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(近 良平君) 日程第13、議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第3号)から  
議案第66号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)まで、以上5件を一括  
議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第3号)から、議案第66  
号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、5つの会計の補正予算であり

ます。

詳細はそれぞれ総務課長、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第62号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億7,360万円とするものであります。

初めに、歳出をご説明申し上げます。9ページをめくっていただきたいと思います。

2款1項1目13節委託費でございますが、こちらの庁用車の運転委託につきましては、運転業務の増加に伴うものでございます。下の職員研修委託費につきましては、人事評価研修会の実施に伴いまして、これを予算措置するものでございます。その下のほうで人事評価システムの導入でございますが、これにつきましては、当初LGWANという通信網を予定していたのですが、そちらがうまくないということで、今回県で整備した通信網を使って、このシステムを稼働させるということで、それに伴う導入費89万6,000円でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の職員自己啓発支援補助金20万円でございますが、これにつきましては、職員の自発的な研修を推進するために10月1日から年間1人1回5万円を限度に研修費の助成を行うというものでございます。

次に、2目11節需用費でございますが、広報無線の修繕費につきましては、放送室にございますメモリーカード、記録しているカードの定期点検ということで、おおむね5年に一遍こういった作業、交換が必要になるということで、今回予算を計上させていただきました。

続きまして、7目1節、9節、11、こちらのほうは先ほど申し上げました地域おこし協力隊、こちらの事業を行うに当たりまして予算措置をさせていただいたものでございます。報酬につきましては、先ほど申し上げました16万6,000円を2人分、4カ月見ております。132万8,000円でございます。旅費につきましても、活動に係る旅費ということで、1万6,000円を2人分、4カ月見ておりますし、そのほかに今回新たにカンボジアとの交流事業ということで今話が進んでおります。こうした中で、カンボジア政府の関係者が東京に来られたときに村に来ていただいて、いろいろとお話を聞くといったようなことで、その2人分の東京からの旅費、1泊2日分になるのでしょうかけれども、これを措置させていただきまして、1人に3万8,000円程度の2人分ということで、それで合わせまして20万5,000円ということでございます。

下の11節の需用費、消耗品でございますが、これにつきましても地域おこし協力隊の活動の中にかかる部分ということでのつかみ上げでございます。

下の役務費の通信運搬費につきましては、協力隊員のインターネット接続料ということで2台分

を予定しております。

次に、14節使用料及び賃借料ですが、車の借上料24万円につきましても、地域おこし協力隊の隊員の車借り上げということで2台分見ております。その下の地域おこし協力隊住宅賃借料24万円でございますが、これにつきましても空き家等をお借りするということを含めて、おおむね3万円の2人分の4カ月ということで24万円を見ております。下のパソコンのリース料につきましても、パソコンはリースして隊員2名の分を確保するというので、2万円の4カ月分の2人分で16万円ということでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、つかみで協力隊の居住修繕費補助金ということで200万円、空き家等を借りた場合に修繕費が必要ということで、こちらに経費を計上させていただきました。

続きまして、4項3目職員手当等とありますが、県知事選挙に伴います時間外手当ということで、参議院議員選挙におきまして実績が出ておりますので、それに基づきまして今回時間外手当を計上させていただきました。追加分という形になるかと思えます。

下の委託料につきましては、参議院議員の通常選挙から導入しました開票集計システムの設定、点検等の委託料ということで、選挙当日の点検、立ち会いをお願いするというので、これは選挙のときにかかる経費になります。5万4,000円です。

はぐりまして11ページ、統計費の5項2目8節につきましては、旧女川保育園のほうで積雪観測をお願いしてきたわけですが、当初に土日はやらないということだったのですけれども、計測される方が土日もやっていたらということになりまして、その謝金を追加させていただきました。当初のときで2万5,000円ですので、総額で4万円という形になるかと思えます。

3款1項2目法人福祉総務費、こちらにつきましては、人件費になりますけれども、人事異動に伴う給料手当等の増が32万円、事務費繰出金という形になっております。その下の地域包括支援センター運営費繰出金、これにつきましても職員手当の増ということでございます。

3目社会福祉施設費11節需用費、ゆうあいの修繕料でございますが、これにつきましては給湯設備の膨張タンクの修繕が必要だということで今回計上させていただきました。

3目23節償還金利子及び割引料につきましては、過年度事業の精算によるものでございます。県・国とも、そういったものでございます。

12ページ、2項1目23節償還金利子及び割引料に書いてございます返還金、それぞれでございますが、これにつきましても過年度事業の精算によるものでございます。

4款1項2目23節償還金利子及び割引料につきましても、健康増進事業補助金の精算によるものでございます。

3目13節委託料、感染症の予防費ということでシステム改修と予防接種委託料、それぞれ上がっておりますが、ことしの10月1日からB型肝炎の定期接種化ということで、これに伴いましてシ



システムの改修を行いますし、あわせて予防接種を3回予定しております、これらのお金を委託料ということで計上させていただきました。

はぐりまして13ページの4目23節につきましては、過年度精算ということで返還金でございます。

5目23節につきましては、白山平の霊園使用料等の返還金ということで、平成10年に使用許可を發した者が、その後使用しない、未使用だということで、ことし夏にそういったお話で来られて、それについてはお返ししようということで22万円をお返ししたということで、お墓をこちらにお返ししたことに伴う返還金でございます。

2項1目11節印刷製本費ですが、これはごみ袋の印刷が大分少なくなったということで、中のごみ袋と小のごみ袋の印刷を今回お願いするということでございます。

3項2目28節繰出金でございますが、これにつきましては、簡水のほうでも出てまいりますけれども、女川地区簡易水道変更認可関係の業務委託を行うということで、そちらのほうへの繰出金でございます。

5款1項1目14節使用料及び賃借料につきましては、電子化された公図、所有者情報、こういったものを現場で使うためにタブレットが必要だということで、今回タブレットのリース料を計上したものでございます。

6目8節調査費の減額になっておりますが、車の購入がこの後出てまいりますけれども、それに伴いまして不要なものを落とすということで、報償費につきましては、実績によって不用残という形で落とさせていただきまして、需用費の燃料費、修繕費につきましては、税務のほうで、国調で使う車の購入に係る経費を上げさせていただいたということです。

その下の12節役務費につきましても、はぐりました15ページに書いてございますとおり、車保険料でございます。

そして、18で備品購入費、こちらの専用車両1台135万円と書いてございますが、これを買うために係る経費をここに計上したということでございます。

27節公課費につきましても、車の購入に係る経費でございます。

7目19節負担金補助及び交付金、県単農村農業農村整備事業補助金につきましては、県事業が採択されたことに伴いまして、小和田地区の用水路の改修工事への補助が必要になりまして、村からこの額を補助するというところでございます。

2項2目19節負担金補助及び交付金につきましては、安角地内の橋梁工事への補助の増額要請がありまして、当初総額の20%を予定していたのですが、今回60%に上げまして、その差額40%分を今回予算計上させていただいたものでございます。

6款1項3目19節負担金補助及び交付金の道の駅の関係でございますが、これにつきましては、新たに負担が生じたということで2万円を計上させていただきました。

7款2項2目15節工事請負費と17節公有財産購入費でございますが、今回JAで所有されております女川地区堆肥センターをJAから譲っていただくということで、譲っていただいた後には除雪機械の格納庫として使いたいということで、それに伴う予算措置です。工事費の270万円につきましては、建物の塗装等の工事費でございます。下の購入費は建物の購入ということで、今回購入いたします建物は、木造平屋建てで641.52平米、そのほかに格納庫が48.60平米ということで、こちらをこの価格で譲っていただく予定でございます。

3目道路橋梁費の新設改良ということで、公有財産購入費の10万円でございますが、これにつきましては、村道南赤谷上関線、土沢地内の拡幅工事に伴う土地の購入でございます。

はぐりまして17ページ、同じく22節で補償補填及び賠償金ということで、物件補償料でございますが、これにつきましても同じ村道南赤谷上関線拡幅工事に伴います電柱電線の移設補償費でございます。

3項2目19節急傾斜地崩壊防止工事負担金でございますが、これにつきましては南赤谷地内の地区採択があって、ことしは測量と地質調査を行うということで、総額の20%を負担するというので、今回100万円を計上させていただきました。

次に、5項1目11節ですが、修繕料200万円につきましては、八千代住宅、宮腰住宅の退去に伴う修繕、あわせてそのほかの住宅等の修繕費ということで200万円を上げさせていただきました。

6項1目11節修繕料100万円でございますが、これにつきましては、集落排水として使用している沼本村の用水、こちらの取水口に土砂が堆積して詰まったということで、土砂ばきを行うものでございます。

次にはぐりまして19ページ、9款1項2目旅費につきましては、業務の関係で時間外がふえたと。県外出張がふえたということで旅費の増額を行うものでございます。

次に、2項1目13節につきましては、実績による減ということでございます。

下の14節使用料及び賃借料につきましては、パソコン教室のパソコンの再利用、これの不足分を今回手立てしたということで32万4,000円でございます。

18節備品購入費のパソコン購入につきましては、パソコンソフトのサポート期間が終わったということで、新たにパソコンを23台先生用に購入するというものでございます。

続きまして、3項1目13節委託料につきましては、事業支援システムの設計業務が追加になったということで管理委託料を予算化させていただきました。下のICTの関係は導入に伴う再調整ということで、不足分27万2,000円を予算措置したものでございます。

14節使用料及び賃借料31万9,000円の減につきましては、契約実績による減ということでございます。

18節備品購入費、パソコン等の購入につきましては、小学校と同じくパソコンソフトのサポート

が終了したことに伴いまして、パソコンを17台先生用に購入するというものでございます。

4項2目13節枯れ木伐採委託料ということでございます。これにつきましては、土沢の旧土沢小学校、ふれあい自然の家の入り口付近に松の枯れた木があるということで、危険だということでこの伐採を行うための経費でございます。

21ページ、3目13節委託料ですが、剪定作業委託料ということで、これにつきましては、村指定文化財であります桂地内にある桂の木の剪定作業を行うということで、その委託料でございます。

5項1目3節の職員手当等につきましては、時間外の増加に伴うもので、今回予算措置したものでございます。

戻りまして、歳入を見ていただきたいと思います。7ページになります。

9款1項1目1節地方交付税ですが、これにつきましては、現交付額と予算の差額をこちらに計上させていただいたものでございます。

14款3項1目4節、県知事選挙の委託費でございますが、これにつきましては、先ほど支出のほうで申しあげました開票システムの関係の5万4,000円と職員手当50万円について、委託費として県からいただくということで、その受け入れでございます。

17款1項1目1節につきましては、基金の取り崩しをやめたことによりまして2,600万円を減額するというものでございます。

2項1目2節につきましては、過年度精算ということでございます。

繰越金18款1項1目1節につきましては、繰越金の残を今回計上したということで、9,039万9,000円を計上させていただいております。

最後に20款1項9目1節臨時財政対策費ということで、これは交付税の減額等に伴いまして調整を行ったという額でございます。以上です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第63号を説明させていただきます。

平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,150万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。

207ページをごらんください。

1款1項1目共同電算システム等委託料50万円ですが、平成30年度開始の国保都道府県化に向けて、本年度は納付金の仮算定を行うことになっております。その算定のためには基礎データを国の作成システムの仕様に合わせて県に提出するため、その納付金算定システム改修費用を補正するものでございます。

11款1項5目療養給付費等負担金精算返還金100万円は、療養給付費等に対する国からの負担金の過年度実績確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の前のページ、206ページをごらんください。

4款2項1目財政調整交付金28万2,000円の減額、2目システム開発費等補助金178万2,000円の増額ですが、都道府県化に向けてのシステム改修費用178万2,000円が、国から100%システム開発費等補助金として入ってくることになりまして、そのため当初予定していた普通調整交付金を減額するものでございます。

以上で議案第63号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,350万円とするものでございます。

最初に歳出から説明させていただきます。

406ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、健康介護班の人事異動に伴う補正でございます。

4款1項1目センター運営事業費、包括支援センター職員の退職・採用等による補正でございます。

次のページ、407ページをごらんください。

需用費5万円は、主任介護支援専門員更新研修費用でございます。

その下、電算機器等リース料5万円は、ときネットのリース費用でございます。

備品購入費10万円の減額は、リース料等に組み替えしたものでございます。

その下、6款1項2目償還金、国・県支払い基金への平成27年度給付費、地域支援事業の精算返還金、合計2,565万9,000円でございます。

次のページ、2項1目一般会計繰出金、村への平成27年度給付費、地域支援事業の精算返還金197万1,000円でございます。

続きまして歳入でございます。前のページ、404ページをごらんください。

4款1項2目地域支援事業支援交付金4万2,000円は、支払い基金からの平成27年度地域支援事業の追加交付金でございます。

7款1項2目と5目の繰入金は、歳出で説明しました人事異動に伴う繰入金で、合計57万円を増額補正とするものでございます。

次の405ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目繰出金は、平成27年度予算の2,758万8,000円の繰越金でございます。

以上で議案第64号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第65号 平成28年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,920万円とするものでございます。

最初に、805ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 目一般管理費の委託料でございます。女川地区簡易水道におきまして、岩村養鶏場から給水の申し込みがありました。給水区域の拡張、給水量増加に伴う既設設備等の適正診断及び施設全体の老朽化の診断を行う目的と、それから変更認可の目的で業務委託料として1,000万円の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。804ページをお開きください。

3 款繰入金の一般会計からの繰入金1,000万円でございます。

以上で平成28年度簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、901ページをお開きください。

議案第66号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,310万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。905ページをお開きください。

維持管理費の修繕料でございます。関川浄化センターの汚泥掻き寄せ機駆動部分の修繕費用410万円の増でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。904ページをお開きください。

歳出補正分として前年度繰越金410万円を充てるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第62号の質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 一般会計の補正予算の9ページ、2款1項1目委託料の14節ですか、情報システム管理費の中の人事評価システム導入について、この人事評価システムの本当の概要で結構ですので、教えていただきたいです。例えば各班長が定期的に入力して、それが結果としてどんなふ

うにあらわれるとか、そういう運用の概要を簡単にお願いいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 人事評価システムにつきましては、今年度より法で各行政がやることになりまして、関川村では全職員を対象に人事評価を行うことにして、ことし4月からその制度を実施しております。今現在、まだ評価中といたしますか、形になりますけれども、流れ的には春に各課、そして班、個人、それぞれに目標を持っていただきます。その目標が年度末の評価のときに達成しているか否か、そういった部分で数字を見るという形で、評価者につきましては、副主幹以下につきましては班長、副主幹以上につきましては課長、その上に副村長、そして村長という形で評価者がおります。年一度、目標を設けて春に面談を行います。個々に、例えば班長と職員、主事とか主事補、主査、そういった方々それぞれに面談を行って、目標を共有するという形でスタートします。

その後、今年ですと恐らく1月から2月に期末面談というのをやりまして、そちらで評価をつけるということになります。それをデジタル化したものをシステムに導入して、これにつきましては、おおむね3年を一つのめどにしまして期末手当に評価を出すと。いい方はお金が上がるかもしれませんし……、失礼しました。勤勉手当に反映するというので、そこで人の差をつけると。それを励みにしてもらうという形で行うものでございます。

まだスタートしたばかりで、評価の仕方等につきましても研修を行うとか、そういった形で進めておりますので、また皆様方のほうからもいろいろ教えていただきながら3年間やっていきたいと思っておりますし、これをずっと蓄積して行って、そのデータを人事のほうに生かして、能力を上げていくと。組織自体の能力を上げていくという目的でやっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 3点ほど聞かせてください。

まず9ページ、地域おこし協力隊なのですけれども、この関係で一般財源に上がっていますけれども、100%国の補助来るのでなかったのかなと思ったのですけれども、その辺の関係。人件費、それと車でも、住宅直すの、100%みんな来る事業でなかったかなと思うのですが、その関係一つ。

15ページ、森林組合の補助金ですね。20%、40%上げて60%にするという話だったのですけれども、国・県の補助金が来ないものなのか、どういう内容の事業なのかということ。

それと16ページ、建物購入費80万円ありますけれども、どこかの施設を買うような話をちょっと聞いたのですけれども、その辺もう1回教えてもらいたいと思います。3点お願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） ご質問のありました1点目、地域おこし協力隊の経費でございますが、これにつきましては、国の特別交付税の対象という形で交付税に算入されるということでございます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 建物購入費の件でご説明申し上げます。

建物は現在女川地域堆肥センター、有機センターですかね、J Aの持ち物でございます。それを購入して、除雪機械の格納庫として使うものでございます。朴坂地内でございます。桂から朴坂へ行く途中に上がったところの養鶏場の反対側にセンターがありますが、その建物でございます。敷地については村有地でございます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） それでは、私のほうから森林組合の補助の関係についてご説明申し上げます。

場所は山田川沿いにあります面積が約20ヘクタールの施業をするために、県道からちょっと入って、ネッタ沢というところがあるのです。そこに狭いものですから、橋梁をかけ直す必要があるということで当初予算にお願いしたところなのですけれども、森林組合のほうでこの橋については国・県の補助をいただけないということで、何とか村の支援をお願いしたいということで要望がございまして、検討した中で増額をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第63号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により所管であります総務厚生常任委員会へ、議案第65号及び議案第66号は所管であります産業建設常任委員会へそれぞれ付託します。

---

日程第18、議案第67号 平成28年度関川村デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

○議長（近 良平君） 日程第18、議案第67号 平成28年度関川村デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第67号 関川村デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結についてであります。

当初予算に計上しておりましたデジタル化するための防災行政無線整備工事につきまして、9月2日に指名競争入札を執行し、落札者が内定いたしました。落札業者は株式会社日立国際電気公共通信営業部でありまして、仮契約を締結しております。この契約は議会の議決に付すべき契約に該当しますので、議決を求めるものであります。

入札に当たり、村に指名願を提出している8社を指名いたしましたところ、そのうち5社から応札を辞退すると申し出がありまして、株式会社日立国際電気公共通信営業部、NECネットエスアイ株式会社新潟支店、株式会社東芝新潟支店の3社が応札しております。

なお、今回は最低制限価格を設定しておりまして、落札率は87.2%でありました。

詳細は契約担当課であります総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほど村長からご説明ありましたとおりでございます。入札の金額については、6,824万円ということございました。

この事業につきましては、総務省の……、大変失礼しました。今税別の金額を申し上げました。

6,824万円は税別でございます。税込みになりますと7,369万9,200円となります。

この事業につきましては、総務省の周波数有効利用促進事業、補助率は2分の1でございますが、これを活用しての事業でございます。この事業につきましては、平成28年度までの事業ということで、今回こちらのほうに手挙げをさせていただきました。内容的には、今アナログで防災無線をやっておりますが、それをデジタル化するということでございます。昨年、村上市の消防本部につきましてもデジタル化したということで、デジタル化は国のほうで推進している事業でございます。

内容的な部分になりますが、今現在、内容としましては、庁舎に基地局として送受信設備を設置いたします。そのほかに、屋上にアンテナを設置、既存の消防の積載車がございすけれども、こちら今23台、それと照明車、交通安全指導車、こちらの車載無線装置の取りかえ、そのほかに形態無線14基ございすますが、これを更新するというものでございす。以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。



これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今5社から入札あったと言いましたけれども、8社予定していたのですか、それを8社に配付した契約書というのがあったんですけれども、その中についている工事仕様書、この工事仕様書は村で作成したのか、それとも業者に委託して作成してもらったのか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 設計につきましては、この設計に入る前に、信越電波管理局に申請書類の作成というのがございまして、その業務を平成27年度事業で株式会社クシヤにお願いして申請書類を作成いただきました。この申請書類の中に、今言った機器関係の設計も中に含まれておりまして、これらも含めまして当初はクシヤさんのほうも考えたのですけれども、クシヤがNECの販売代理店だということもありまして、メーカーでない、販売特約店でもないということで、今村の広報無線の管理をしていただいております信和通信新潟販売株式会社、こちらのほうにお金は払っていないのですけれども、設計をお願いしてつくっていただきました。機器的には、仕様書にはメーカー名とか機器名とか、そういったものは一切指定しておりませんし、一般的な内容で設計書をつくっていただいたということでありまして、仕様書等の記載の表現につきましても、誤解のあるようなものはなるべく排除して、同等の機器を選定してもらうようなことを意図して設計を組み立てさせていただきました。以上です。

○議長（近 良平君） お諮りします。ただいま議案となっております第67号が終わるまで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） したがって、時間を延長して当たります。

それでは、質疑を続けます。いいですか。9番。

○9番（伝 信男君） 今の総務課長の説明で納得はしたのですけれども、というのは、この仕様書を配付した先、どこから入手したのかわかりませんが、うちのほうへちょっと連絡ありまして、この仕様で入札するのであれば、最初から行き先決まっているのではないかと。そういう問い合わせがあったものですから、今ちょっと確認させてもらったんです。どうもありがとうございました。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月21日午後3時に会議を開きます。大変ご苦勞さまでした。

午後4時02分 散 会